

第三十三回国会 社会労働委員会 議録 第八号

昭和三十四年十二月一日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大石 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事藤本 捨助君

理事小林 進君 理事五島 虎雄君

理事滝井 義高君 理事堤 ツルヨ君

大橋 武夫君 蔵内 修治君

河野 孝子君 齋藤 邦吉君

古川 丈吉君 柳谷清三郎君

巨 四郎君 井手 以誠君

伊藤よし子君 大原 亨君

岡本 隆一君 河野 正君

八木 一男君 今村 等君

出席国務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

通商産業事務官 樋詰 誠明君

(石炭局長)

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 百田 正弘君

(職業安定局長)

委員外の出席者

労働事務官 有馬 元治君

(職業安定局職 業訓練部長)

専門 員 川井 章知君

十二月一日

委員吉川兼光君辞任につき、その補

欠として井手以誠君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補

欠として吉川兼光君が議長の名で

委員に選任された。

十一月二十八日

石炭産業の離職者対策に関する陳情

書(東京都千代田区平河町二の六全

国鉄業市町村連合会長坂田九十百)

(第四〇八号)

海外抑留同胞引揚問題解決促進に

関する陳情書(東京都議会議員内田

道治)(第五六六号)

民生委員法施行費の国庫負担に

関する陳情書(東京都議会議員内田

道治)(第五八一号)

元満州及び北朝鮮地域の遺骨処理に

関する陳情書(東京都議会議員内田

道治)(第六〇一号)

社会保険診療における地域差撤廃等

に関する陳情書(岐阜市端詰町四七

岐阜県医師会長吉村良雄)(第六二三

号)

陶磁器業の労災保険率引下げに

関する陳情書(東京都議会議員内田

道治)(第六二八号)

失業対策事業推進に関する陳情書

(東京都議会議員内田道治)(第六二

九号)

失業対策事業就労者の就労日数引上

げに関する陳情書(東京都議会議員

内田道治)(第六三〇号)

母子相談員の常勤化等に関する陳情

書(東京都議会議員内田道治)(第六

三三三号)

簡易水道事業費国庫補助増額に

関する陳情書(東京都議会議員内田

道治)(第六三二号)

原爆被害者の援護に関する陳情書

(東京都議会議員内田道治)(第六三

三三三号)

精神衛生予防費及び結核予防法に基

く医療費公費負担の国庫補助率引上

げに関する陳情書(東京都議会議員

内田道治)(第六三四号)

精神薄弱児施設拡充整備に関する陳

情書(東京都議会議員内田道治)

(第六三五号)

し尿消化そにに対する国庫補助増額

に関する陳情書(東京都議会議員内

田道治)(第六三六号)

低額所得の結核患者に対する医療保

障制度確立に関する陳情書(東京都

議会議員内田道治)(第六三七号)

医療金融公庫設置に関する陳情書

(東京都議会議員内田道治)(第六三

八号)

国民年金制度実施経費増額に関する

陳情書(東京都議会議員内田道治)

(第六三九号)

国民健康保険の財政確立に関する陳

情書(東京都議会議員内田道治)(第

六四〇号)

保健所費の国庫負担率引上げ等に

関する陳情書(東京都議会議員内田

道治)(第六四一号)

労働行政の簡素化に関する陳情書

(関東商工会議所連合会長足立正)

(第六四二号)

国民健康保険実施に関する陳情書

(名古屋市長大西泰助)(第六

四四四号)

国民健康保険事業等に対する国庫補

助金の適正化に関する陳情書(岩手

県町村議会連合会長菅原良士)(第六

四六六号)

簡易水道施設費国庫補助増額に

関する陳情書(岩手県町村議会連合

菅原良士)(第六四七号)

未帰還者留守家族等援護法による療

養給付期間延長に関する陳情書(静

岡県浜名郡浜北町長呂国立療養所天

竜荘山田寅三郎)(第六四九号)

同(宮城県亘理郡山元町合戦原一〇

〇国立宮城療養所萩原庄八外一名)

(第六五〇号)

同(三重県安芸郡豊里村中村豊春外

十四名)(第六五一号)

同(三重県一志郡白山町国立療養所

静澄園大西良明外一名)(第六五二

号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

炭鉱離職者臨時措置法案(内閣提出

第三一号)

〇永山委員長 これより会議を開きま

す。

炭鉱離職者臨時措置法案を議題と

し、審議を進めます。質疑を許しま

す。滝井義高君。

〇滝井委員 先日私は、炭鉱離職者

に対して職業訓練なり、あるいは再就

職を順当にやっていくためには、職業紹

介に関する計画、それから就労対策事

業に対する計画というものがきちん

と、石炭の根本的な対策と関連をし

て立てなければならぬという点

をいろいろ御質問いたしました。しか

しども政府の方で根本的な石炭対策

というものはつきりしないために、

それに対応する計画もまた必ずしも明

白ではありませんでした。これは一つ早

急に根本的な石炭対策と関連をする計

画を、できるだけ早い機会に御説明で

きるようにしていただきたい、こう思

うわけです。

そこできよりは次に進んで参ります

が、この緊急就労対策事業というより

なものは、いわばきわめて暫定的な措

置でございます。炭鉱離職者に当面生

活できるだけの職を与えて、そして暫

定的にそこで足踏みさせながら、次の

より措置で緊急就労対策の事業が行な

われると思っております。その場合に、そ

ういう暫定的なものから恒久的なもの

に炭鉱離職者を就職せしめるという

具体的な方策を一体政府は考えてお

るのか、これをまず御説明願いたい。

〇百田政府委員 この点については、

緊急就労対策事業は、あくまでも今お

話のように、暫定的な就労の機会を与

えるものでございまして、具体的には

この法案で明らかにされておりますよ

うに、やはり炭鉱離職者の基本的な対

策といたしましては、転職の対策もご

ざいまして、われわれは第三条に

掲げました他産業、他地域に対する職

業紹介というものを第一義的に考えな

ければならない。しかしながら一時に

これを行なうことはきわめて困難で

ございますので、その間暫定的に就労

いただくことにならうかと思ひます。従

いまして具体的な対策といたしまして

は、この緊急就労対策事業に就労して

おる者を、機会あるごとに、できるだ

けずみやかな機会に他の産業、また他地域に就労せしめるということ。第二には、その地域における開発事業等とも関連いたしまして、そうした就労の機会ができることによって、それに対しての就労転換をはかる、こういうことを考えておるわけでございます。

○滝井委員 他産業に紹介をしていく、それからその地域の開発事業に職場転換をさせていくということでは、どうもきわめて抽象的で、当面年々七万程度の解雇者が出ていく、そして現実には五万人以上の離職者がおる、さら

にその上に三十八年までには相当の失業者が、首切りで出てくる、こういう状態でございますから、もつとそこらあたりの見通しのある、具体的な御説明を願いたいと私は思うのですが、もう少し何か、今のような抽象的なことでなくて、具体的な、こういうところとこいうところとこいう工合に持っていくという点はありませんか。

○百田政府委員　今お話の点は、これから何年間に何万人出るといふようなお話もございましたが、われわれ差しあたりは、現在多数発生している人たちにつきましては、できるだけすみやかな転職をはかるうといふのでございます。先般の予備金支出によりまして政府といたしましては、この人たちの転職といふことにつきましては広域職業紹介といふものを、十月から大々的に開始いたしましたのでございます。すでに今日まで一カ月半くらいのうちに、六百七十名程度の常用就職を見ておるわけでございます。これを年度内に当初の計画通りに進めたいといふことで考えておるわけであります。今お話しの方はおそらく、たとえばある地方に

どういふ事業を起こして、それに何人吸収するといふような計画を示せといふお氣持じゃないかと思いますが、政府といたしましては、先般齋藤委員からも御質問がございましたように、できるだけ政府の關係する事業あるいは公共事業その他の事業等につぎまして、勞務をどの程度吸収するかというところは、今後総合的、具体的に計画を作りまして、その勞務が充足でき、またそれらの人が転職できるように持つて参りたい、こういふふうに考えております。

○滝井委員 広域職業紹介で一カ月半の間に六百七十人職があったというお話でございますが、実は私のところに、その広域職業紹介で何々土建会社、何何工務店というところに就職をした人から、手紙がたくさん来ておるのです。その手紙を見ると、驚くべき状態であるということなんです。たとえせば、行ってみたら、変な長屋みたいな、

タコ部屋みたいなところに入れられて、そこで働いている人たちはみな酒を飲んでおって、持っていた物がなくなる、金がなくなる、油断がならぬ、六人一緒に来なければ、帰りたいと思ふというような手紙が来ておる。そこで一体広域職業紹介をやる場合に、それが具体的にどんなところに就職しておるかということ。現在、おそらくそれは筋肉労働の土建か何かだろうと思うんです。今日本の重要産業というものは合理化が進んでおるので、そう有望な転職産業が炭鉱労働者のためにあるとも考えられないです。すると新聞や、この前齋藤さんもいろいろ言っておりましたが、考えられるものは干拓地が開拓地の優先入植、それから

ら今度は移動式の組み立て家屋を持つ失業土木事業、それから財政投融资による電源開発、公園住宅の建設、有料道路事業、こういう事業です。これらのものを検討してごらん下さい。みんなこれは就業の不安定な土方仕事です。ある人が、これじゃ社会の外かうちに雇う勤労者を投げ捨てるようなものだ、と書いておったのですが、そういう形になる可能性が非常に強い。そうしてしかも今度の法案を見ても、家族と一緒に行つて住めるだけの住宅対策といふものが欠けておるわけです。そういう

て何か有望な職につこうとすると、どういうことになるかという点、これはすでにこの前ここで私は一応触れてみたのですが、炭鉱労働者にもおそろく私はそういう傾向が出ておるのじやないかと思うのですが、大阪のある繊維問屋が、大牟田市の某高校に就職希望者の推薦をかねがね依頼していたが、最近三井鉱山の鉱員の子弟を推薦から

除外されたいと文書で申し入れてきた
ということがあった。三井鉱山、これ
をもっと広げれば炭鉱労働者の子弟さ
えも、炭鉱というところは団結が強く
てストライキをやるのだから困るとい
うことになっている。三鉱連のたとえ
ば中核の大牟田、これは九州大学の向
坂教授の指導を受けている。思想的に
はマルキシズムできたえられている。
行動的には、職場闘争、大衆闘争、職
場つるし上げなど、今日の総評が模範
としている戦術を作り出した。だから
もう三井の者は雇わぬのだ、こういう
ことが大新聞にも書かれるし、それか
らこの前私が言いましたように、十一
月二日ですか、朝日の夕刊の「今日の
問題」のところに、そういう意味の就

職の締め出しというのが出ており、す。そうして二、三日してから、相替を受けてやはりある会社の就職担当の人が、今度は朝日の朝刊だったかの書櫃に、自分たちもやはりそういうことをするんだということが出ておる。そうしますと、大牟田なら大牟田の高等学校の卒業生に対してさきもこういふ態度をとる社会なんですから、いせんや炭鉱労務者にいい就職口なんかは見つけてくれぬということになる、というところになるかと、今言つたやうなその場限りの生活の不安定な

日雇いの土木工事になってしまふ。こういう状態では、今あなたが開発事業に持つていくとか、その他職業紹介へ持つていくと言っても、これはむずかしいところが出てくると私は思うのです。だからまずもの考え方をやけり雇う側の資本家に変えてもらわなければならぬと思う。昔、私は予防衛生の担当をやっていたが、ある私の先生

がごういうことを教えてくれた。滝井君、働く労働者の公衆衛生の教育をすることもいいけれども、会社に行ったら、労働者に公衆衛生の教育をやる前に、まず会社の経営者、おやじに公衆衛生の教育をやらなければだめだといふことを私に教えてくれた先生がおるのです。まさにその通りです。日本の経営者というものは非常に公衆衛生の知識がない。労働者を掘立小屋みたいな長屋に住まわせて、そうして共同便所、共同浴場で平気で住まわしておる。結核患者が出て、その患者を隔離することも知らずに、一部屋か二部屋のところへ患者と一緒に健康な人間を寝かせるというのが今までの公衆衛生のあり方です。福祉施設なんか金

をつぎ込むということなんかはだん
んやめてきている。たとえば今度の
手の会社のいろいろな経費を節約す
条件の中に、厚生福祉の経費を削る
向が出てきているのですね。こういう
経営者なんですから、これはあなた
がかねや太鼓で言っても、なかなか
まくいかにぬというところが出てく
る。なるほど先日日経連から出た
のには、一つ各会社共同でやろうじ
ないかという機運が出ておりますが、
そういう機運が出た割合に、現実の
流というものはそれに反発している

いろいろが事実です。従つてこういふ点については、やはり政府がもっと積極的にやらなければいかぬのじゃないかと思ふのです。そのためには、今のより抽象的なことではなくて、やはりあなた方が具体的に計画を立てなければならぬと思ふのですが、そういう点では一体どうお考えになつてゐるか、あるいはどういふ認識を持つてゐるか、

か。

○百田政府委員　御承知の通り広域陸
業紹介をまづ先に始めましたが、伊
豆の災害復旧工事に五百人送ったこと
であります。この場合に、地元の工事
等は比較的短期間に終わりましたの
で、これは早く工事から引き揚げま
した。そのうちの一部が、労働条件に
対する不満等で他の職場にかわつた
のでありますが、しかし残った人は現
在やっております。その後今度は奈良
県の建設業協同組合等に行くといふ
ことで、われわれが予備金支出でやり
ましたときも、実は転職先きにつま
ましてはいたつたやうな懸念を持
つております。要するに、建設業
的なものには行けない、またそれ

がきわめて短期間に限られた不安定なものでしかないというようなことをわれわれも初めは非常に心配しておりました。今年九月に全国的に福岡県におきましての広域職業紹介計画に基づく会議をやりましたときに、賃金におきましては少なくとも五百円以上であること、できるだけ常用になり得る人、建設業ばかりではなくて一般の工場、事業場に対しての求人を経営的に開拓すべきことといったようなことで現在までやって参ったのでありますが、その結果といたしましては、幸いにいたしまして、建設関係もむろん比較的製造業等においては求人が相当ございまして、一例を申し上げますと、東京では東京鋼板がありまして、これは正延関係の仕事をやっている工場で、日当七百円で常用、年令二十才から三十五才までであります。神戸におきまして、神戸製鋼の下請の会社における作業をやっております。大阪等におきまして、あるいは神戸の正延関係の仕事、または仲調関係の仕事といったような一般の製造業方面の求人が多く、またそういう方面との結合を進めております。現地にございまして、特に最近そういう面の希望が多く、また職業訓練におきまして、先般予備金で措置いたしました分につきましては、定員の倍以上の希望がございまして、これらの者に対してはそういう方面へ転向できるような措置も講じてございまして、今先生が一部の例を申されましたけれども、極端な事例はあるかもしれませんが、これが行つてすぐ首になる、あるいはきわめて不安定なものだといふよ

うなことになるような細心の注意を払っております。従いましてあまりに適當でない求人は——もうすでに二千以上の求人が参りましたけれども、五百幾つはそでにしたというようなこともやっております。考えておるところは全く同じでございます。そして、そういう気持で現実を紹介を実施しているような状況でございます。極端な事例のみを見て全般の状況を誤解なさらないようにと特別お願い申し上げます。

○滝井委員 広域職業紹介で六百七十人就職をしたということでございますが、その六百七十人は主としてどういうところに参つておりますか。

○百田政府委員 実にきまり次第です。とわれわれ一覽で作っておりますもので、それから、産業別に後刻整理して御報告申し上げます。

○滝井委員 それではあとでけっこうです。実はわれわれはいろいろ広域職業紹介といふもの前提には、職業訓練があつて、そしてできるだけ就職先というものが安定をした、しかも長期の見通しに立つたものでなければならぬと思ふのです。そういうことになる

と、当然これはあとで援護会のあるところ、問題になります住宅の問題、その他がこの政策においては幾分欠けておるところがあるわけです。そういう問題は当然考えなければなりません。その前に、この離職者といふものの定義は、先日松野労働大臣が大ざっぱにいつて、まず第一に一定の期間炭鉱に勤務をして、しかも対策を必要とする、同時に炭鉱地帯に住居があるといふ三つの条件をおおげになつたところ、そういう人を政府は正

確に把握しなければならぬと思ふのです。いろいろアンケートその他である程度の数はおつかみになっておるのでしようが、具体的に一人々々の人間が、この人は炭鉱離職者であるといふことを正確に把握する方法は、一体どういう方法をとつておるかということなんです。この際一応政府自身の認定とあわせて、自発的に労働者の方からも届け出をしてもらつて、登録をしようという方法をとつたらどうかと思ふのですが、その具体的な政府の把握の方法はどうお考えになつておりますか。

○百田政府委員 第一は、従来の失業保険を受給した者につきましては、すでに切れた人たち——数年前に切れた人たちもおもひ思ひますが、それをもとにいたしまして、実はこの間の実態調査もいたしたわけでございます。第二は求職者でありまして、その前職を聞くわけでありまして、炭鉱離職者につきましましてはこれを記録していく。

第三が、今お話がございましたように、積極的に呼びかけていつて安定所登録を進めることでございます。そこで福岡県における現状を申し上げますと、先般、たとえば失業保険の受給者につきましてはアンケートをや

り、また直接訪問をしまして、いろいろ本人の特技ないしは他への就職希望その他を聞いたわけでございます。その後におきましては、その人たちが全然音信不通になるということがございまして、市町村役場等の援助も得て、積極的に求人を持って参りま

しても、勤勞意欲がきわめて乏しいと申しますか、その辺には何か特殊な事情があるかと思ひますが、現実には

なかなか職業紹介のベースに乗つてこないという人たちが相当あるようにございまして。われわれといたしましては、できるだけこういう人たちの労働の意思があり、その能力があるものについて、安定所に、これによってできます援護会と協力いたしまして、この登録をすることによって積極的な活動をしたしたい、こういうふうな準備で現在進んでおるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、失業保険の方から把握する方法と求職のときに前職を聞くというところは、本人が出てきたとき以外にはないわけですね。そうしますと、今あなたのおっしゃる通りに、勤勞意欲に乏しくて、なかなか職業紹介のベースに乗らないというふうな人々は全く把握できないわけですね。福岡県下の中小零細炭鉱二百で、三十三年度中に九十九閉山した。福岡県の民生部の五月末の調査で、退職金をもらえなかつた者が九

七〇、失業保険もなかつた者が四四、それから生活保護世帯の中で四九は三千円以下の収入しかない、こういうのを私どこかでちょっと見たのです

が、九十九閉山した労働者の中で、失業保険のない者が四割四分おるので、それと見比べると、失業保険からたぐつていくということになると、少なくとも半程度の労働者といふものは職業紹介に現れてくるまでは把握できない、こうなるわけです。そこで私は

こういう場合には、政府も幾分金がかかるかもしれないけれども、すみやかに炭鉱離職者の現実を把握するためには、市町村の行政機構を通じて、登録なり届け出をしてもらつて、積極的

に政府の方が乗り出して、職業訓練なり職業紹介といふものをやつていくような政策を講じないと、ただ職業紹介のベースに乗つてくるのを待つておつたのでは、これはなかなかうまくいかぬと思ふのです。大衆といふものは役所に行くことはなかなか好まないのです。市町村の窓口、いわゆる昔の町内会、部落会ですか、ああいう隣り組のような行政組織を通じて尋ねてくると割合早くわかつてくるけれども、自分から職業紹介所に行つてということになると、なかなかはつきり数が把握できないのです。今の職業紹介で登録をされておるといふことですが、それは積極的に職を求め人が行つた場合にはそういうことができるので、これはなかなかうまくいかぬと思ふので、これは積極的に職を求め人が行つた場合行政機構を持つわけじゃないですか、その点何か市町村の協力を得て、すみやかに離職者の実態を把握する必要があると思ふのですが、そういう方法を何かおとりになる考えはありませんか。

○百田政府委員 私、言葉が足りなかつたので申し上げた第三の方法というのが実はそれでございまして。安定所が、向こうが出てくるのを待つていう意味じゃございません。第一に、失業保険の受給者であつたものについて、現に求職者でないものも相当ございまして、これを追つかけて把握しておるといふ現状でございます。それから来た者については、その者の前職から見まして、炭鉱離職者であるといふものについては区分けいたします。第三の方法といたしまして、市町村役場

の協力を得まして、炭鉱離職者についての情報を提供してもらい、それによつてこつちが追つかけていく、こういう形を現に福岡県でもとつておるわけですが、そこで今度援護会ができました場合には、この援護会に協力員というものを置くことに予算上いたしておりますので、援護会の業務の内容にも、求職活動に關して炭鉱離職者に協力する、というのはそういう意味を書いたものでございまして、今先生のお話の点はごもっともでございます。われわれ積極的にそこまで持つていき、炭鉱離職者の現在の実態を明らかにすることによつて、その実態に即した措置を講じて参りたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○滝井委員 ぜひ一つそういう形にやつていただきたいと思ひます。そういう積極的な面が実はこの法律に現れていないものから、できればそういうことを法律の上で明文で示すことが私は必要じゃないかと思ひますが、どこかに現れておりますか。

○百田政府委員 政府のやることといひまして、具体的には公共職業安定所がやることでございますが、これは当然の業務としてやるわけでございますので、特に書いてございまして第二十三条の一項の六号に援護会の業務として「求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に關して炭鉱離職者に協力すること」といふことは、そういうことを意味しておると了解しております。

○滝井委員 ぜひそういうことを、積極的に第二十三条なり職業安定所の機能を働かしてやつてもらいたいと思ひます。

次には、関係地方公共団体のいろいろな意見を、緊急就労対策事業の計画を立てようとするときには聞くことになつておるのですが、これは具体的にどういうことを意味しますか。

○百田政府委員 関係地方公共団体の長の意見を聞くというものは、どういう事業をどの地域でどの程度吸収するのが必要だということを抽象的に国が立てまして、これは絵にかいたもちになりまして、具体的にそれはその県から、ここにこういう事業がある、これをやるのが最も離職者吸収に望ましいのだ、しかも吸収率はどの程度やつていけるのだというふうなことを聞くわけでございます。従つて、ここにはこういう形に書いてございまして、現実には今すでにいろいろわれわれとして地方と相談してやつておるものは、福岡県なら福岡県におきまして、実はこの地域にこういう事業があつて、事業費がどの程度で、吸収はどのくらいできるかといったような、その緊急順位と申しますか、地方の知事からそういう資料をとりまして、それに基づいて国が地方公共団体と相談しながらきめていく、こういうふうに具体的にやつております。

○滝井委員 問題は、地方公共団体の長の意見を聞く場合に、事業、地域、それに吸収する人員というふうなものを聞いてやることになる。今の御説明の通りになるのですが、一番大事なものは経費の問題になつてくるわけですが、当然こういう事業をやるためには相当の地方負担が出てくる。今回は幸い政府が五分の四の補助金を出すことになつておりますが、この五分の四というのは、いわゆる労務費と資材費と事務

費の総額の五分の四ということなので

すか。

○百田政府委員 そういうことです。

○滝井委員 五分の四の経費を出して、相当のお金でやることになると思ひますが、その充てる経費、労務費と資材費と事務費の総額は一体幾らなのですか。そしてその配分をちよつと言つてみて下さい。

○百田政府委員 予算単価といたしましては、一人一日八百五十円ということになります。この配分につきましては、事業の内容によつて資材費の多寡、それから地域における賃金の差等もございまして、具体的にはそこまでは拘束をいたさない、こういうことにしております。

○滝井委員 しかし八百五十円の総ワツクの中で、全国的に見たならば、平均は大体このくらいの事務費とこのくらいの人件費とこのくらいの資材費だといふ大よそのめどがなければ、自治体はなかなかうまく仕事がやれぬと思ひます。あなた方が人件費は三百五十円くらいやろうと考へておつたのに、自治体は四百五十円もやつたということになると、そこに争いが出てくる。ですから、それに基準というものが必ずやだと思ひますが、一体どれくらいの基準を事務費、資材費、労務費に置いておるのですか。

○百田政府委員 ごく大ざっぱに申し上げまして、資材費が三百円程度あるいはもうちよつといけると思ひます。賃金は三百五十円前後、その他が二百円、これは場合によつては用地の買収費が入る場合もありますので、事務費、用地費、雑費といふことで、その残りの二百円を考へているわけであり

ます。従つてこれによりまして、この操作によりましては八百五十円のワツク内で、資材費がもう少しましなものができるということにならうかと思ひますが、大ざっぱなワツクとしてはそういうことを考へております。

○滝井委員 そうしますと、もう一ぺん繰り返しますが、資材費は三百円、あるいはそれをちよつと上回る程度、賃金が三百五十円で、その他が二百円、この中には用地費、事務費、こういうふうなものが入る、こういうことですね。なかなか予防線を張つて、二百円の中にも用地費が出てきたのですが、問題は私は用地の買収費にあると思ひます。普通の失業対策事業とは異なつて、比較的労働能力の高い炭鉱労働者を使うわけですから、御存じの通り三井あたりの退職条件は五十才以上、二十五才以下ということになつておりますが、今平均寿命が延びて参りましたので、五十才や五十五、六だつたらぐんぐんまだ働けます。それで二十五才以下の青年といふものがここにいくわけですが、そうしますと、最近の炭田地帯といふものは一般の失業対策もやつてゐるのだから仕事がない、そうすると、どうしても用地その他を買収して新しく事業を興す以外にないわけですが、それは開発事業といつてもなかなかないので、新しく道路を作るとか住宅の敷地を作るといふようなこととしかないと、いふと、これは全部用地買収がからまつてくるわけですが、そうすると、自治体は今までは用地買収をほとんど全部自分で負担しておつたといふことになる、これはなかなかうまいかない。その他二百円と、こ

ろ申しているのですが、この中には事務費も入るのですから、この用地買収費に対する考へ方といふものを何ともしなければならぬのじゃないかと思ひます。われわれがいろいろ地方自治体の意見を聞きますと、八百五十円では緊急就労対策事業といふものは無理だ、少なくともやはり千円から千二百円なければ無理だといふことを強く言つてゐる。そういう点、大臣はどう考へになりますか。

それからもう一つは、だんだん仕事をやる場所が遠くなつてきたわけですが、もう町の交通の便利のいい所に仕事がなく、新しく道路を作つたり住宅を作ると、みな遠い郊外地とか山の中あたりにだんだん仕事場が隔たつていく、こういうことになると、これはどうしてもトラックその他の運送費といふものがかかつてくるわけですが、従つて表面は五分の四の四になつておりますけれども、用地の買収費とか運送費といふものをだんだん加へていきますと、実際に国の負担する分は五割かそこらになつて、あとのやはり五割程度は自治体負担しなければならぬという状態が出てくるのですが、こういう点、何かもう少し松野大臣、政治力を働かして打開しないと、これは絵にかいたもちになる可能性があると思ひますが、その点、大臣はどう考へになりますか。

○松野國務大臣 福岡県からはもうすでに要望がきておまして、この単価で至急やりたいといふので、十二月の法律が通る前でも自分の方ではやりたいのだといふ、逆に十一月中にも計画を出したいという御要望がありまして、そのときに知事さんに、お宅は用地費はどうなさいますかと聞きました

ら、実は用地買収がほかの予算で済んでいるところで着工のできないところがあるのだ、そういう意味で用地問題は御心配かけませんというお話が福岡県の知事さんから直接ございまして、至急にこの予算で自分はやりたいのだというところで、実は逆にいうと非常に急いだ計画で出ております。従いまして、これだけですべての事業をするには問題がありましよう。しかしやはり各地方には公共事業の計画があり、あるものは買収が進みつつも事業費がなかったとか、これだけですべてをやるといふならば、滝井委員のおっしゃるような議論はありましようが、やはりあらゆる町村においては、公共事業とか都市計画とかいろいろやっておられるのですから、その上に緊急就労をあわせてやっていただくというところが一番妥当なことであつて、もしこれをほうっておくならば、結局失対事業に落ちてしまいます。失対事業に落ちるその方たちが、今回はそういう意味で新しい仕事につかれるのですから、失対事業ならば町村の負担も非常に膨大だ、同時に起債費もなという、そのこととおのずから違つてくるので、必ずしもこれで満足して、これで永遠に大丈夫だとは言いませんが、さしあたり今日の緊急就労という名前に当てはまる緊急度合いとしては、各市町村おそれる消化をしていただくし、また逆に希望がうんとふえはしないか。福岡では知事は、県営でやるのだといって、この予算は全部自分のところで使いたいというお話をえありましたが、そうはいきませんよという話を、そういう計画も出ておりますから、十一月中にも実はこの予

算は使いたいというお話があった。そのときに用地のお話を私がお聞きしましたら、用地は買収が済んでいるので、仕事の事業量がなくて困っているときに、この緊急就労はまことに早天の慈雨だというお話もありましたから、これは地方々々によって一がい言葉ないかも知れませんが、そういう計画をして、この予算の消化は完全にできるといふ見通しをつけて今回提案をしたわけでありました。もちろん用地費が多ければ多いに越したことはありません。しかしこれを多額にすれば、公共事業の緊急就労、特別失対をすればいいではないかという議論を展開するならば、せつかくの親心も無になつてしまふ。今回八百五十万の単価を割り出したのはそういう意味でありまして、なるべく遠隔地の地は避けたい。なるべく炭鉱の離職者の多い地方にこの問題を持つていきたいというのが、国も地方も同じ考えではないか、こう思ひますので、遠隔地という問題は、だんだん仕事が進んで将来は出てくるかも知れませんが、しかしことし一年、半年にはこういうものの以外に、仕事はほとんど計画が出てくる、こういう見通しを立てております。

●滝井委員 今福岡県のお話がありましたが、幸い今手元に福岡県の予算書を持っております。石炭炭業離職者緊急対策費として、その科目の中に石炭炭業離職者対策緊急就労事業費三億六千八百万円という予算額があるので、その財源を見てみますと、国庫支出金三億六千八百万円、交付金ゼロ、雑収入ゼロ、県債ゼロ、一般歳入ゼロ、従つて福岡県の予算は全部国でやってくれ、こうなっているのです。

そしてこの予算書は三十四年の十月から十二月までの三カ月分を計上しておる。三億六千八百万円の財源は、国庫支出以外には計上していないのです。今鶴崎知事がそういうことを言われたというのは、知事としてはぜひ国に早く予算を計上してもらつてやりたいという一心から、そうおっしゃつておられると思うのだが、今はすでに用地を県費で買っているものもある。しかし今後やるとすれば、これは当然やはりまた県費をつぎ込んでいくということになると、県だけの問題ではなくて、市町村にもやはり同じような問題が出てくるわけです。しかしこの点について、ここで労働大臣に全部これを国で見なさいと言つても、あなたも大蔵省その他いろいろな御相談をした上でこういうことになつたと思ふのです。私はこの点についてはまた大蔵省その他も来てもらつて一応尋ねてみたいのですが、現在炭鉱のある市町村の地方財政がどういふ状態であるかということ、私がここで申し上げるまでもなく御存じの通りだと思ひます。きょうの「日本経済」が何かの社会面をこらんになつても、地方自治体の財政、特に炭鉱地帯の財政が非常に苦しい状態にあるといふことは、社会面をにぎわす程度になつてきたのです。炭産税も入らないし、住民税も入つてこないし、固定資産税もなかなか入つてこないわけです。だから、こういう点から考えて、この点松野さん、次の通常国会あたり、この五分の四の負担は一応五分の四にして、その自治体の負担をした、たとえば用地買収費五分の一、二割に当たる分の用地買収費というようなもの、全部一挙に国が見ることが

できないならば、当面炭鉱所在地の市町村の財政状態を考へて、まずその使つた分については起債をしてあげましよう、そしてできればその財政の状態で、それを普通の交付金か特別交付金で元利を長期にわたつて償還をしてあげるとか、何かこういう対策を講じてやらないと、あなた方がせつかくこういふりつばなものをお出しになつても、どんどん消化をしろといへば、苦しまぎれに消化をするかも知れないけれども、あとにおいては、その団体は非常に苦しい根拠を背負うことになる。ことに、筑豊炭田の市町村は、いわゆる地方財政再建促進特別措置法の十二条適用の団体が案外多いのです。そういう点から考へても、そういう考慮をあなたは将来おやりになる必要があるとお考へになりませんか。

●松野国務大臣 ただいま滝井委員がお読みになつた福岡県の予算は、この法案が出る前の案は提案でありまして、この法案が出てからはおそろしく計画を變えていたのだと思ひます。これはおそろしくこの法案が出る前に三億六千万円を計上された、一つの希望的なものであつて、五分の四が出てからは、知事はそれでけつこうですと、さういふおっしゃつたのです。今の予算はその前の、臨時国会が始まる前のものですから、大蔵省と折衝前のものではないかと考へております。これはもう鶴崎知事が了解されておられますから、お互いの質疑に行き違ひがないように明確にしておきます。

●松野委員 松野労働大臣がそこまで考へていただいておりますことは、非常にけつこうなことだと思ひます。そこで

市町村の負担分は交付税で、特に普通交付税で考えていたが、とりあえず用地費や五分の四の残りの五分の一、二割に当たる分はやはり自治体が出さなければならぬ。そうすると、何億という仕事をする場合に、五分の一なり用地費の額というものは、莫大なものになってくるわけだ。さいせん申し上げるように、へまをして高い土地を買ってしまうと、五割は持たなければならぬということになる。そうすると、小さい市町村になると、今まで炭鉱で持っていた市町村、炭鉱とともにあつた市町村が多いが、とてもそれでは財政負担がきつぬという場合が出てくるから、そういうものについてはやはり起債によってある程度まかなっていく道をあなたの方で側面的に——われわれも自治体に申し上げるが、あなたの方でも、こういう事業をやるのだからというので、一つ自治体に対する積極的な勧告と申しますか、そういうことは労働大臣でできるでしょうね。

○松野國務大臣 もちろん自治体にはそのようにやるようにいたしておきます。つい先般の予備金の消化の際にも、この問題はあわせて自治体長官の了解を得ておりますので、ことしの九月からの予備金消化の部分につきましても、地元負担分については同様の措置を自治体にとつていたできましたので、これが今後恒久化するならば、なお私も自治体に要請するつもりであります。

○津井委員 緊急就労対策事業に対する市町村なり県の地方自治体の負担する分については、起債なりあるいは交付税でできるだけまかなつてもよろうに

うに労働大臣努力をして下さるそうです。さう承つておきます。ぜひ一つ御努力をお願いしたいと思ひます。

そうしますと、もとに戻りますが、今度は三百五十円程度の賃金でございす。この三百五十円というのは、実は私が非常に気になるのは、現在生活保護の標準世帯で大体一万円前後なんですね。これは二十五日出ていくとして、三百五十円だと八千七百五十円なんです。さいせん炭鉱離職者に勤勞意欲が乏しい諸君がおられる、積極的な求人へのペースに乗つてこないという御発言があつた。この賃金という問題はここにも関連してくるわけですね。一体この三百五十円というもので、現在の炭鉱の離職者の非常に大幅な吸収が生活保護との関連でうまくいくかどうかという点ですね。これは一体どうお考えになつておられるかということが一つ。

もう一つは、資材費が三百円、賃金が三百五十円、その他二百円、こういうふうなものを決定する機関は一体どこですか。

○百田政府委員 先ほど申し上げましたように、一日八百五十円の事業費の単価の中で、事業量によつても総額が変わつて参りますが、事業主体がきめていくことにならうかと思ひます。

そこで賃金が具体的にどういふことになるか、これは緊急失対にたいに労働大臣がきめるということではございせん。その職種あるいは労働程度、その他の要素を考慮いたしまして事業主が妥当な金額を決定するということになつておられます。

○津井委員 そうしますと、労働大臣が決定せずに、事業主体が適宜に自分のやる仕事の状態を見て、資材費を減らして労働費を四百五十円にすることも可能だ、こういうことで理解して差しつかえありませんか。賃金、資材費等は自治体の事情に応じてある程度自由な事業主体が勘案してきめることができる。そこには、たとえば賃金は四百円以上にしてはいかぬというふうな一定のワケは労働省ははめない、こういうことで理解して差しつかえありませんか。

○百田政府委員 その点は労働省としては考えておりません。ただおのずからそこには、その地方の賃金の状況なりその他で限度もあり、また一定の事業をやるといふ場合に、この仕事をやるならばこの程度の資材費がかかるという限度はございまして、それから、それはおまかせしておいても非常識な結果にはならないと思ひます。

○津井委員 問題は生活保護費との関係なんです。われわれがもつておる賃金を決定する場合に、P.W.等も問題になります。問題はやはり何と云つても生活保護費なんです。そうしますと、働いて生活保護費よりも少ない賃金をもらふより、働かなくて生活保護費をもらつた方がよいという考え方、そういう考え方はよくない考え方だけれども、現実にはそういう制度がある限りにおいては、ちやうど経済人がアダム・スミスの見ざる手によつて利潤に導かれるように、炭鉱離職者だつて働かなくてよいに生活保護費をもらへるならばその方がよいという気持ちになるのは人情の自然だと思ひます。その生活保護費との関係をお考えになつてあなたの方はこれを決定したの

のやる仕事の状態を見て、資材費を減らして労働費を四百五十円にすることも可能だ、こういうことで理解して差しつかえありませんか。賃金、資材費等は自治体の事情に応じてある程度自由な事業主体が勘案してきめることができる。そこには、たとえば賃金は四百円以上にしてはいかぬというふうな一定のワケは労働省ははめない、こういうことで理解して差しつかえありませんか。

○百田政府委員 その点は労働省としては考えておりません。ただおのずからそこには、その地方の賃金の状況なりその他で限度もあり、また一定の事業をやるといふ場合に、この仕事をやるならばこの程度の資材費がかかるという限度はございまして、それから、それはおまかせしておいても非常識な結果にはならないと思ひます。

○津井委員 問題は生活保護費との関係なんです。われわれがもつておる賃金を決定する場合に、P.W.等も問題になります。問題はやはり何と云つても生活保護費なんです。そうしますと、働いて生活保護費よりも少ない賃金をもらふより、働かなくて生活保護費をもらつた方がよいという考え方、そういう考え方はよくない考え方だけれども、現実にはそういう制度がある限りにおいては、ちやうど経済人がアダム・スミスの見ざる手によつて利潤に導かれるように、炭鉱離職者だつて働かなくてよいに生活保護費をもらへるならばその方がよいという気持ちになるのは人情の自然だと思ひます。その生活保護費との関係をお考えになつてあなたの方はこれを決定したの

○百田政府委員 先ほどから申し上げましたように、賃金につきましては大体三百五十円程度といたしましては、各地域におきまして現在の失対事業の賃金単価よりも相当高額でございす。それから三百五十円程度と一応の見当をつけましたのは、今度事業が実施される福岡、佐賀、長崎、山口、福島、北海道といったようなところにおきまして職種賃金を勘案いたしまして大体の見当がこの辺になるというところで基準をきめたわけでございます。生活保護費との問題が、それは家族の数によつて違い、土地の生活状況によつて、都市と農村と非常に大きな開きがあるわけでございますけれども、賃金を決定する場合には、一応その職種別賃金等を参考にすることが妥当ではないかということで、予算単価といたしましてはそういう算出の根拠を出しておられます。しかしながら、これにしなければならぬと縛る必要はございせん。事業費単価一本できめた次第でございます。

○津井委員 三百五十円の算定の基礎はそれぞれ福岡、佐賀、長崎、山口、福島、北海道等の炭鉱所在地域におけるP.W.を基礎にしておきめたことになつたこととあります。なるほど三百六十円の全国平均より三百五、六十円になればそれは多いことになる。ただ問題は、今までの炭鉱労働者の賃金、それから現実には炭鉱労働者が転落をして受けておる生活保護の実態、こういうものを比べて幾分やはりここに問題があるという感じがいたします。きょうは問題があるという点だけ指摘をして先に進みますが、いよいよ求人へのペースに乗つて緊急就労対策事業の中に入つ

て参ることになりますと、労働大臣は、当然その緊急就労対策事業の計画に基づいて、炭鉱離職者の数以上の離職者を使用しなければならぬというところになるわけですね。その場合に、炭鉱離職者の数以上の数というのの把握、これはどういふ把握の仕方をするのですか。数以上を使用しなければならぬというその数ですね。

○百田政府委員 これは吸収率として八五%以上であります。

○津井委員 そうしますと、AならAという地区に炭鉱離職者が百人おれば、その八十五人以上は使わなければならぬという、こういう意味ではないでしょうか。

○百田政府委員 どうもあまり簡単に表現いたしましたので恐縮でございます。事業に使用される一日平均の実労働者数の八五%、あと一五%というのは技術者とか何とかそういうものが必要でございます。これは現在特別失対等におきましては八〇%、臨就が七〇%の吸収率であります。それより多少高め八五%、こういうことに、あれと同じ基準であります。

○津井委員 それで大体そこあたりはいいです。

次に、あなた方が今度職業訓練をやる場合に、労働大臣は、炭鉱離職者が炭鉱以外の職業につくことを容易にするために職業訓練をやりますが、その場合の特別の措置を講ずるといふのは具体的にどういふことなんでしょうか。

○百田政府委員 特別の措置を講ずるといふのは、第一には入所時期につきましての特例措置、これは現在普通の訓練所におきまして四月、十月というよりな形で募集し、またそういう時期

まで待たなければならぬということになりますので、それをできるだけ便宜な時期に入れるようにしたいという方法で、いろいろその訓練の仕方、具体的には検討いたしまして、現にすでに新たに設置したものににつきまして、直ちに開始いたしておるわけでございます。第二には訓練期間の問題でございます。訓練期間の問題は、おのずから訓練方法とも関連いたしますが、できるだけ短期間に、しかも一定の技能を修得するようにいたしたい。それで六カ月を考えております。第三には職種でございます。これは炭鉱離職者の従来の経験等もございまして、また労働市場の状況等も考えて、両方にらみ合ったところで適当な職種をきめていきたいということでもあります。同時にまた炭鉱離職者の希望も従来実態調査等においてとっておりますので、そういうものを勘案しながら職種をきめていきたい。それから特に必要な場合に特別措置と申しますのは、特に炭鉱離職者を吸収いたしますため、従来の訓練所の増設あるいは新設をして参りたい、こういうふうなことを考えております。

○炭井委員 現実の問題として、これは炭鉱労働者の間接夫、直接夫によっていろいろ違ってくると思いますが、むしろ向いておる職種というものは、一体どういふ方面が最も集中的に向くという技術的、心理的な結果が出ておりますか。

○百田政府委員 現在予備金で措置しましたものうち、すでに訓練を開始し始めましたのが飯塚と直方でございます。それに小野田を加えて、その現在の職種につきましては、当初

予定してましたのは自動車整備、電気器具等でございますが、現在飯塚ではその後の状況等を考えまして、自動車整備と電気、直方においては、これも当初と違ひまして、その後の状況を見まして仕上工、旋盤工、鋳物工といったようなもので、一番多い種目は自動車整備工と電気、これは労働市場につきましましては今後の訓練の状況、成果を見て参らなければいかぬと思ひますが、現在地元の希望等もそういう点でやっております。訓練の状況、成果等を見まして、漸次これを検討して参りたいと思っております。

○炭井委員 今主として飯塚、直方その他でやっております状態の結果の御報告がございまして、傾向としては機械工業なり電気器具等を扱う仕事に従事する者がふえておることは、私は非常にいいことだと思ひますので、ぜひ一つこれは相当拡大をしてやっていたきたいと思います。そらすと問題、職業訓練をやる経費、費用の問題

予定してましたのは自動車整備、電気器具等でございますが、現在飯塚ではその後の状況等を考えまして、自動車整備と電気、直方においては、これも当初と違ひまして、その後の状況を見まして仕上工、旋盤工、鋳物工といったようなもので、一番多い種目は自動車整備工と電気、これは労働市場につきましましては今後の訓練の状況、成果を見て参らなければいかぬと思ひますが、現在地元の希望等もそういう点でやっております。訓練の状況、成果等を見まして、漸次これを検討して参りたいと思っております。

○百田政府委員 職業訓練法の三十四条の一項によりますと、一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費の一部を国が負担することになるわけですが、これは法令で定めるのですが、国が持つのは八割ですか、幾らですか。

○百田政府委員 職業訓練法に基づいて経費の負担は、施設費、運営費ともに二分の一でございます。今回の特別措置によりまして、運営費につきましましては三分の二ということにいたしました次第でございます。これは駐留軍離職者に対して特別措置をとったと同じ考え方によるものでございます。

○炭井委員 運営費だけが三分の二で、施設費が四分の一でございまして、百田政府委員 さようでございます。○百田政府委員 そうしますと、三十四条の一項の規定による負担のほかに、予算の範囲内で政令で定めるところによりさらにその一部を負担する、プラスアルファがついて三分の二、こういうことになるわけですね。

○百田政府委員 そうでございます。○炭井委員 いろいろと、やはり少し出すべきじゃないかと思ひます。こういう仕事を都道府県の経費の負担にしておくことは、なかなか出費多端の、財政的に苦しい自治体でございますから、やはり私は問題があるのじゃないかと思ひます。こういうところにも、私は全額とは申し上げませんが、国がまあ八割ぐらいは、五分の四ぐらいはみる。緊急就労対策事業と同じ形をとっていいのではないかと。むしろ私は力の入れ方としては、緊急就労対策事業というものは

暫定的なものでしょう。ところが職業訓練はこれからこれを基礎にして電工さんの技術を身につけ、旋盤工の技術を身につけたならば、それはもはや炭鉱労働者ではない、恒久的なところか違ひるところにいくという形になる。技術を身につけていくから、こういう人たちは就職の範囲が広がってくる。そういうところに政府はやはり重点を置く政策を講じなければならぬと思ひます。ところが今までの職業訓練法にちよびり一部負担を増加するというよりな行き方は、何か政策の重点の置き方に少し間違ひがあるような気がする。この点、職業訓練に五分の四、少なくとも八割程度をプラスするということがなくて、現在の二分の一を三分の二に引き上げるというよりな方策では、非常事態の非常対策としては間に合ひぬのではないかと感じがするのです。石炭が斜陽産業であり、エネルギー革命だと、かねや太鼓で業界や政府も言っているのに、やる仕事というものは、何か災害がちょびり起こった、その補助金の引き上げみたいな政策しか講じていないということでは、政府の認識というものが私と同じようなエネルギー革命でないという認識ならば、こういうことではないかと思ひます。ところが政府はエネルギー革命だ、もう三井さんも三菱さんも住友さんも首を切るのもやむを得ない、こ

うおっしゃっているのに、あとのしりぬぐいはそれぞれ県が金を出してやりなさい、政府は幾分の加勢はしなさいというよりな消極的な態度ではないかぬと思ひます。これは一つ政務次官の方から、こういう点はもっと打開をして、全額と言いたいところですが、全額と

言つても、前が五分の四ですから、前にならつて五分の四、八割程度は必要だと思ひます。法律で予算の範囲内となつておりますから、あと行政措置でできることなんです。だから答弁させていただきます。○百田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、補助率が高ければ高いほどいいと思ひますが、駐留軍離職者臨時措置法との関連もございまして、大体あの先例になつたわけでございますが、特に早急にやつていくという場合には、やはり一般公共職業訓練でやれば直ちにやれますので、こういう処置を講じたのでございまして、あ

○炭井委員 政府が失業保険の特別会計の予備金の中から二億円を出して総合職業訓練所をやるということは、先

日齋藤さんの御答弁の中にもあつた

し、私はよくわかっておったのですが、しかし問題は、政府がやるのじゃなくて地方自治体がやる一般職業訓練の問題なんです。総合職業訓練じゃなくて、やはりこれは北九州その他の地区にあるところとか、炭鉱労働者の一番密集しておる地区です。それから、そういうところにやはりこの際並行的に力を入れる必要があると思うのです。これは予算の範囲内でお出しにすることができるとなっております。

法律では全部政令にゆだねておる、行政にゆだねておるのですから、あなた方が腹をきめればできることなんです。大蔵省といろいろ折衝があるかもしれませんが、駐留軍の問題が三分の二だからというならば、今度駐留軍もこれを契機にやはり五分の四に上げていただくということになれば、多々ますます弁ずるでいいことだと思っております。それで、これはあなた方がそういう答弁ができなければ、われわれの方でここらあたり法律を書きかえて、政令で定むるというところを削って五分の四にすればすぐできるわけなんです。どうですか、われわれに法律の修正をさせなくて、赤澤さんの方でこの際政令で定めるといふところを、五分の四にせよしたいという御答弁をいただければ、五条の修正はきまることになると思っております。

○赤澤政府委員 予算のことでございますので、ここで私が一存でどうというわけに参りませんが、よく協議しておきます。

○滝井委員 一つこの法案は、今、四日を目途に上げることになっております

ので、三日の午後くらいまでにはぜひ御検討をさせていただきたいと思っております。

次には、六条に炭鉱労働者の雇入れについて「炭鉱権者は、炭鉱労働者の雇入れについては、炭鉱労働者を雇入れるようにしなければならぬ」となっております。このしなればならぬというのには単に訓示規定ですか、それともこれは新しく雇入れられる場合には義務的に雇入れられるということになるのですか、この点の解釈はどうですか。

○百田政府委員 六条一項には罰則がついておりませんので、その意味におきましては訓示規定といえると思うのですが、国としての一つの方針をここに明示したというように御解釈願います。

○滝井委員 そうしますと六条二項との関係、炭鉱労働者を募集する場合に公共職業安定所に求人申し込みをしなければならぬとなっておるわけですが、今までは縁故募集みたいなのが多いわけですが、今後は一切そういうことはいかぬ、全部職安を通せ、こういうことで、はつきりこれは六条二項で義務になるわけですね。

○百田政府委員 炭鉱権者が人を雇い入れようとする場合の方法といふことは、安定所に対する求人の申し込み、ないしは今お話しになった縁故募集といふか直接募集、それから直接募集も自分の通勤地域内ならば可能ではないか。その他の地域は安定所に通報ないし許可を得なければならぬというよりな安定法の規定がございまして、従ってそういう場合にはチェックできるわけでございます。通勤地域内

からの、現在安定法に許されている範囲内での直接募集、求人申し込みは安定所を利用してもらいたい、こういうことでございまして。同様にこれも罰則規定はございせんけれども、第四章雑則四十条におきまして、炭鉱権者は定期的に炭鉱労働者の雇用状況を安定所長に報告する、これについては強制しておりますので、これによってチェックができるという考えで、特にこれに対して罰則は設けておりませんが、実質上の担保はあるわけでありま

す。

○滝井委員 六条は、私はこれはある程度義務的なものにする必要があるのじゃないかという感じがするのです。なるほど第二項との関連において、四十条で強制力のある程度持つかもしれないが、やはり六条全体を流れる精神は、今の御説明から聞くと、訓示規定という傾向が強いわけですね。はなはだ失礼な言い分だけれども、今までの日本の炭鉱資本家のいき方から考えてみますと、六条の二項はへまをする空文になるおそれがあるわけなんです。だとすると、何かここに義務的なものを入れる必要があるという感じが非常にするのです。そうでないと、特別の技能を持つておる離職者以外はなかなか再雇用ができぬと、こういうことにもなる。ここらあたり何か政府の方で、これをこういふ形で書きかえて提案されるまでの過程において、義務的なものにするべきであるという御意見はなかったのですか。

○百田政府委員 実はこれを義務的な規定で義務づけるということが必要ではないか、そうしなければ実際の効果が上がらないではないかという御意見

はまあありません。ただこれを義務づけるということになりますと、実は憲法との関連におきましてもいろいろなむずかしい問題が出て参ります。従いましてここでは義務づけるということではなくて、優先雇用の原則だけを示したことになるかと存じます。従って雇入れにつきましては、炭鉱離職者を優先的に雇入れられるということに書いておきまして、炭鉱労働者を雇入れようとする場合には安定所に求人申し込みをしなければならぬ。つまり直接雇入れによつて炭鉱離職者を雇い入れる場合以外には、安定所の手持ちの炭鉱離職者を紹介できるような方法を二項に示し、四十条によつてその状況を監督する、こういうことになったわけでありま

す。

○滝井委員 どうも私もおそろしく憲法との関係を言われるだろうと思つておつたのです。だけれども、長年、たとえば三井にしてみれば、大三井の財閥を築くためには実に幾多の炭鉱労働者の血と汗が三井の財閥の今日を築いておるわけですね。ところがその築いた労働者を、不況になつたらばんとみな首を切つておるのです。こういうことが憲法違反でないのですよ。会社の都合でいつでも首を切つてしまふ。ところが切られてしまつた人が今度炭鉱で失業したら食うところがない、だから青空会なんといつて作つて、買い上げられたあつたあつた炭住で生活保護を受けてみな住んでおるのです。もし一片のヒューマニズムがあつたならば、当然優先的に長年使つておつた人を、企業を新しくやつたり拡大したりする場合は、使つべきだと思ふのです。それは別に年をとつてど

うにもならぬ人を使ふというのではなくて、二十五才以下はだめだとおつしやるのですが、二十五の人がお炭鉱で働きたい、新しく拡大が起る、こういうことで条件が一致しておれば、私はそれを使うことにすべきだと思ふ。ところが最近は大手の会社の条件を見ると、今までは、おやじがやめたらむすこを雇うといつておつたのが、もうそれはやめた、こうおつしやつておるわけですね。炭鉱を自由企業にまかせておいて、そうして好況のときはどんどん雇ひけれども、不況になつたら首を切つて、あとは国がしりぬぐいをするでは許されぬと思ふ。自分首を切る自由は持つておるけれども、今度は、雇ひ入れるときはだめだといふようなことは、これはどうにもならぬと思ふ。それならば炭鉱企業といふものを国が管理をするとか、イギリスにしても、ヨーロッパの先進諸国の石炭企業というのは多く国が管理しておるのだから、そういう方向にでもいかなきやし方がないということになる。自由企業にまかしてやるといふなら、首を切られた労働者がまた炭鉱に働きたいといふ、しかも自分のところでも新しく雇入れをやるというときは、これを雇うくらの義務というものは負つてもいいと思ふのです。そういうことも憲法違反だといつてやらぬといふことは、これは政府の手落ちだと思ふ。そういう点で、この六条は訓示規定的なものであつて、私はどうも少し納得のいかぬところがあるのですが、そうすると、この六条は憲法のどの条項に関連してきましますか。

○百田政府委員 一つは憲法二十九条一項の財産権の問題に関連してけると

思います。財産権の中には営業権も含まれております。労働者雇入れの規制というものは営業権の制限に該当します。こういうふうな解釈であります。

○滝井委員 二十九条は「財産権は、これを侵してはならない。」「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」というふうになつておるわけですか。そうすると、炭鉱労働者の首を切つて、そしてあばら屋に住まして、生活保護にたつき込んで、これが一体公共の福祉に反しないかということですよ。これくらい公共の福祉に反することはない。しかも炭鉱地帯を社会的に不安に陥れ、地方財政に重大な影響を及ぼしておる。そうして、しかも鉱害というものはうんとはつきり出しておる。これくらい公共の福祉に反することはないですよ。

○赤澤政府委員 滝井委員の言われること、全く同感であつて、今日炭鉱が不況だといわれましても、やはり事実年間五万ないし七万の人の動きはあるわけでありまして。片一方で失業者がたぐさん出る状態であるのに、なお年間五万ないし七万の新規雇入れも事実あるわけでありまして。そこで、私どもといたしましては、今滝井委員が言われました通りに、この六条をもつと強い形で義務づけたかつたわけで、そういう方針でいふんわれわれもこの立法に当たつたわけでございますけれども、しかし、法制局その他をまじえて検討いたしますと、ぎりぎり表現がここにしかならぬということになつたわけ

第一類第七号 社会労働委員会議録第八号 昭和三十四年十二月一日

○百田政府委員 この点については憲法二十九条なり二十二条なり十四条なり、いろいろな問題がございます。そこで労働省としては、できるだけこの炭鉱労働者を——とにかく一番炭鉱には適しておるのでございましてから、その者を優先的に雇入れたいというふうなことが最も望ましい形であるということにつきましては、労働省も強く見解を持っておるわけでございます。

○滝井委員 まあ六条を空文に終わらせないやうに、一つ行政指導で御努力をお願いいたします。

次は、炭鉱援護会ですが、この援護会は、労働大臣と通産大臣の両方の監督下にこの業務を運営していくことになるのですが、その場合に、援護会の「従たる事務所」はどこに置くのですか。

○百田政府委員 本部を東京に置きまして、これが大体全国を総括するといふことになりまして。それから支部を九州に置きます。そのもとに、主要な地区に支所を置きます。申し上げますと、九州、福岡地区においては飯塚、田川、直方、長崎県においては佐世保、佐賀県で唐津、山口県で宇部、福岡県で平、北海道で札幌。そのもとに必要な地区に駐在員を置く。大牟田、長崎の江迎、佐賀の武雄、山口県の小野田、茨城の高萩、北海道の釧路、滝川であります。

○赤澤政府委員 滝井委員の言われること、全く同感であつて、今日炭鉱が不況だといわれましても、やはり事実年間五万ないし七万の人の動きはあるわけでありまして。片一方で失業者がたぐさん出る状態であるのに、なお年間五万ないし七万の新規雇入れも事実あるわけでありまして。そこで、私どもといたしましては、今滝井委員が言われました通りに、この六条をもつと強い形で義務づけたかつたわけで、そういう方針でいふんわれわれもこの立法に当たつたわけでございますけれども、しかし、法制局その他をまじえて検討いたしますと、ぎりぎり表現がここにしかならぬということになつたわけ

けであります。精神は全く滝井委員がおっしゃることと同じでありますので、今局長が申しましたやうに、行政指導でこれは誠に御趣旨に沿う方向に持っていきたいと考えておりますので、御了承願ひいたします。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 先日も通産省でございしたか、説明していただきましたのは、二十九年以来六万台、それから三十二年は八万台になつて、三十三年は八万台から急激に落ちて五万九千、三十四年度は五万、三十五年度は五万と五万を割るという。今の九月までの実績から考へて、三千台ですから五万を割る、こういう情勢になると、三十八年までにくつと伸びる情勢というものは考へられない。そうしますと、問題はその内容なんです。三十三年度の五万三千四百、三十四年度九月までの一カ月大体三千数百人の、この新規雇用の内容というものは、これは炭鉱労働の経験者が主たるものなのか、全くフレッシュな、高等学校等を出た新しい労働力が炭鉱労働者として入つてきているのか、その内容の問題はどうですか。

○百田政府委員 労働大臣と通産大臣

の意見が異なる場合でございしますが、これはとことんまで絶対対立するといふような問題はないと思ひますので、この点につきましては御心配はないといふふうに考えます。しかしながら大臣同士の意見が違ふという場合は、最後は総理が裁決するという事に事実上はなると思ひますが、そういうことは万々あり得ないと思ひます。

○滝井委員 まあなかなかこの世の中にも派閥というものがあつたから、理事長の任命なんというものは労働大臣及び通産大臣が、監事もそうですが、任命するんですね、二人が任命するんですよ。だから当然これは話し合ひが行なわれなければならぬことにもなるのですが、一体二人が任命するといふ法律がほかにありますか。

○百田政府委員 中小企業金融公庫は通産産業大臣と大蔵大臣、住宅金融公庫の總裁は建設大臣と大蔵大臣、こういう例がございします。これについて、今お話しになったようにとことんまで行つたといふことは聞いておりません。

○滝井委員 そうしますとこの理事とか理事長というものは、それぞれ通産大臣、労働大臣が理事長を任命する、理事長がさらに理事を、労働大臣、通産大臣の認可を受けて任命するということになるのです。任期は三年ですが、一体どのような傾向の人がこゝういふ援護会の理事とか理事長になるのですか。何かの中にはやはり炭鉱労働に關係のある労働者の代表でも入れるのですか、そういうことはどうですか。

それからもう一つは、今までこゝういふものができる、大いそこにいろいろ意見を聞く諮問機能的な運営協議会といふものがあるわけですね。ところが今度はこゝういふ運営協議会みたいなものがないわけですが、これはどうしてこゝういふ運営協議会みたいなものを作らなかつたのですか。

○百田政府委員 第一の問題でございしますが、この役員につきましてはできるだけ労働関係、それから炭鉱関係のある人たちから選ばれたいということになりかと思ひます。具体的にどうこうというところはきまつておりません。

さらに第二の運営協議会ということですが、原案におきましては、その内容といたしましては、大体法律で大きなワケをかぶせておられます。特に援護会の迅速な活動を理事長の責任において実施していくという必要がございします。しかも大ワケは法律でほとんどきまつておりますので、業務方法書等も認可を受けて、それに基つて実施していくということでございます。特にこれにつきましては運営協議会といふものをここで置かなかつたわけでございます。

○滝井委員 なるほどこれは理事長一人で理事三人ぐらいで援護会は運営されていくことになりまして、非常に多岐にわたる仕事をやることになるわけですね。職業の訓練を受ける人に手当をやつたり、宿泊から、それから労働者の金を借ることから、生活の指導から、すべての広範な業務をやることになるわけですね。そうしますと、これはどの程度の機構になるか知りませんが、その機構も今からお尋ねしたいの

ですが、これはやはりある程度諮問機能的なものを少なくとも中央、地方に作つておく必要があると思ひます。これは中央、地方といつたつてその多く作る必要はないので、三方所かそこらに援護会の支所があるところを作るか、あるいは中央に一方所中央のものを作るといふことになつても、その經費もかからぬし、むしろ運営がスムーズにいけるのではないかと思ひます。

理事長が能率的にできばきとおやりになるというけれども、そう人間は万能ではありせんから、そういう点で、私はやはりこゝらあたりである程度運営協議会を作つて、そして労使、学識経験者、地方自治体の長もその学識経験者の中に入れてやることとやはり必要ではないかと思ひます。前にも緊急就労対策事業をやるときに地方公共団体の長の意見を聞くということもありました。しかしやはり援護会はそういう緊急就労対策は直接やらなくて、そういうものとの関連が非常に出てくるわけですね。従つて私はこゝういふものを作る必要があると思ひます。

が、大体赤澤さん、こゝういふものをするときに御検討にならなかつたのですか。

○赤澤政府委員 検討しております。私もこゝういふものが要ると思ひます。これは諮問機関といふか、運営委員会といふか、労使それからまた地方団体の関係者、あるいは労働省の出先などの加つたものが私は必要と考へておりますし、また部内でもその問題について検討を進めております。

○滝井委員 私と全く政務次官同感であるといふこととございしますので、いづれこれは与党の皆さんと話し合ひま

して、できれば一つ法案のどこかに修正として入れさせていただきたいと思ひます。これは入れてもそう大して予算を食ふものではないと思ひますので、政務次官が同感を表明されましたから……。

そこでこの援護会の役員はわかりませんが、その機構と申しますか、職員と申しますか、人的構成は一体どの程度になつてゐるか。東京の本部、九州の支部、それから、支所はそれぞれ筑豊炭田や東北その他にあるのですが、この職員構成その他内容、それから、予算、これを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○百田政府委員 職員は九十四名、そのほかに、先ほど申し上げました協力員といたしまして二百人、予算といたしましては、年度内の予算が六億円でございします。国の補助金が三億、事業団からの交付が三億でございします。内容を申し上げますと、移住資金で三億、その他支給事務費がこれに加わります。これが百七十八万四千円。それから、職業訓練協力費といたしまして一億四千万円、この中身といたしましては、宿舍の設置が一億二千三百万円、職業訓練手当が千四百万円、講習会費が約二百万円ということになつております。端数はちよつとあります。

それから、労働者用の宿舍費が八千七百万円、その他就職あっせん協力費、生活相談及び生業資金のあっせん費が合せて約千七百七十万円、管理費が二千七百万円、予備費が同じく二千七百万円であります。

○滝井委員 大体予算はわかりました。あとで内容はまた少しくお尋ねいたします。

この援護会の利益と援護会を主宰する理事長の利益とが相反するような場合といふのは、どういふような場合をお考へになつておりますか。

○百田政府委員 現在のところ具体的な場合を想定いたしてはおりませんが、たとえば援護会が――よい例に当てはまりませんが、援護会と理事長個人と取引關係にあるといふような場合なんか出てくると思ひます。その他そうした理事長個人としての場合と援護会としての關係といふ場合が考えられると思ひます。

○滝井委員 取引關係がある場合は、利害が一致する場合が多いんじゃないですか。

○百田政府委員 例として適当じゃなかつたかも知れませんが、相反する場合があるいは出てくることもあり得る。この適例は、現在ちよつと考へておりませんが、そういう場合は主として考えられるといふことであります。

○滝井委員 これは法文の体裁で、こゝういふこともたまにあり得るだろうと思ひますので……。

次は業務です。これが一番大事なところですが、これを少し聞きたいので、この移動資金の額については、この前藤藤さんの質問に対して、大体筑豊地区で標準世帯扶養家族三・三人、その労働者の年令が四十二才で、十二年動続、そして九州から関西・大阪へ行く場合に十万円程度の移動資金を考へておる。単身の場合は三ないし四万円である、こゝういふ御答弁がございした。これは間違いありませんね。

万円というものを今基準に置いて検討いたしております。大きな開きはないと思います。単身の場合につきましていろいろ検討しておりますが、大体そういう標準ではないかと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、たとえば九州から北海道に行くとか、関西より近い岡山あたりに行くとか、関西より遠いところの十数万円の額というものが、距離によってだんだん多くなったり減ったりするということがあり得るわけなんです。

○百田政府委員 そういうことを考えているわけです。

○滝井委員 移動資金十数万円というのは、九州から関西まで四十二才で三・三人の家族を持って十二・二年動続の人を標準にして作っているということになると、それをどういう工合に動かすのか、その十数万の上下になる基準みたいなものをちょっと教えてくれませんか。

○百田政府委員 最終的に決定はいたしておりますから、これが最後のものだとお考えになられると困ります。一応われわれの今案を作っております段階の考え方といたしましては、一定の基本額というものを考えまして、そのほかに、その者の年令、動続年数による加算、扶養家族数による加算、それから遠方に行くいわゆる遠距離加算金といったようなものを考えて参りたい。そのほかに、実質弁償的な移転料、旅費といったようなものをつけ加えていく。単身者の場合の基本額をどうするか、動続年数加算をどうするかという問題は残りますが、年令加算につきましては、一定の年令以上のものはなかなか就職しにくいというよ

うな事情もありますので、そういう人たちは多くする。動続年数は、一つの炭鉱に対する長い間のサービスに対する褒賞として考える。扶養家族数の加算は、単身者が行く場合よりも、扶養家族全部移住していくということとはそれだけでも大へんなことでございますので、これにも加算を考える。それから、遠距離に行くものとごく近いところへ行く、今の九州から岡山に行く場合と北海道に行くという場合では、それだけでも相当に気持の上で違つて参りますので、そういう意味も含めましてそういう加算金を考えたかどうか、こういうような考え方をいたしてあります。しかし、最後の決定ではありません。

○滝井委員 私が知りたいのは、この前の齋藤さんに対する御答弁は、今のようないくつかの御答弁のほかに、今答弁をいただいた動続加算、年令加算、扶養加算、遠距離加算、移転費、それから、同時に一定の基本額——まず、一定の基本額というものを十数万円の中から一体どの程度とるのか、これが知りたいわけなんです。それから、動続加算をやする場合に、一体何年が基本になつて上下に増加したり減つたりするのか。それから年令加算、これは一体どの程度が基準になつて、その年令の上下によつて加算額が上下するのか。扶養加算にしても、標準三・三人ということになると、地域によつて非常に違ふ。たとえば、大手の山をとつてみましても、家族的に長らく勤務しているものと非常に移動のはげしいものと、山の性格と伝統によつていろいろある。だから、そこらあたりの基準を今わかつていけば教えてもらいたいし、わかつて

いなければ、これは後ほど法案が通るまでに資料として印刷したものでいただきます。地方からどんどん来て尋ねますから、やはり法案を通す前にわれわれ知つておく必要があると思ひます。この法案の眼と申すので、一番主眼は援護会の移動資金の十数万円です。みんなは十数万円もええと思つておるわけなんです。ところがその十数万円がいろいろ今度は動くんたということになると、その動き方は一体どういふ動き方だということをみんな知りたがるわけなんです。これはわれわれも知りたいところなんです。それは今おわかりになつておれば御説明願ひたい。なかなかそんなこまかいところまでまだ検討していないというならば、法案の通るまでに検討して出していただきたいと思ひます。

○百田政府委員 これは実はまだ検討中でございます。一応の試案を作つていろいろやつてみましたが、いろいろそこにも意見がございまして、最後の決定は都内でもまだ検討しております。今度の事務の段階におきましては、御報告申し上げたいと思ひます。今の事務の段階におきましては、御報告申し上げたいと思ひます。今の事務の段階におきましては、御報告申し上げたいと思ひます。

見等がございましてからお教えいただきたいと思ひます。

○滝井委員 ぜひ一つ今おっしゃつたような一つの基準を、年令についても、扶養についても、距離についても出していただいて、そしてそれを上下するところをこの法案が通るまでに出していただきたいと思ひます。それによつてまたわれわれの意見も述べさせていただきます。

次は、非常に微妙な問題になつてくるのですが、「炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域」この地域といふものの範囲を一体どう見るかといふことです。「多数居住する」といふその概念ですね、これは一体どういふ工合にあつた方が御説明になるのか。

○百田政府委員 炭鉱労働者が多数居住する地域といふのは、これは主として炭住の存在する地域になると思ひます。それから炭鉱離職者が多数居住する地域、炭住におりますればそれをおさぶりますが、そうでないところにおきまして多数居住しておるといふ場合にはそのものを指定しておる。そこでこの単位としましては、原則として市町村の区域単位で考えていきたい、ただし例外といたしまして、市町村の一部の区域を指定するといふ場合もあり得ると思ひます。たとえば最近町村合併等におきまして相当広範な地域になつて、特に新しい市におきましてそういうわけがあるわけでありまして、そういう場合に全部が全部についてこれをこの地域として指定することが適当かどうかという問題も出て参りますので、そういう場合にはその市町村内の一部の地域を例外として指定していただく、こういうふうに考えております。

○百田政府委員 これで指定いたしましたわけですが、先日も実は齋藤先生から御質問がありましたのですけれども、われわれの原案といたしましては、産炭地域から産炭地域へといふことは考えておりません。と申しますのは、こうした地域といふものを指定いたします理由といたしましては、そういう地域において非常に就職が困難である、他に転出しなければ再就職が困難であるといふようなことでございまして、こういう地域を特に指定するわけでありまして、従いまして、わざわざ申すことなく、そういう非常に需要のない、労働市場の条件の悪いところへ行くといふ場合については、原則として支給しないという建前をとつておるわけです。ただこの前、そういう問題につきましては親切な気持でやらなければいかぬのじゃないかという齋藤先生からの御指摘もありましたので、それらの点につきましてはどうか考えるかといふこともわれわれ検討しておるわけでございます。ここに書きました意味は、指定地域から指定地

者、炭鉱離職者が多数居住する地域といふのは、炭住のあるその地域、そしてこれは市町村単位か県単位か、たとえば筑豊とか宇都とか、そういう大きな呼称の単位でいくのかと思つたが、市町村単位だといふことで、よくわかりました。そうしますと、「多数居住する地域からその他の地域に移住する」といふ、そのその他の地域といふことになりまして、結局その市町村以外といふことになるのですね。この解釈からいくと、その市町村以外ならばいいということになるわけですか。

○百田政府委員 一

域以外へ、こういうふうな気持であります。

○滝井委員 そこらあたり、もう少しはつきりしてもらわなければいかぬのですね。まず今あなたのお使いになつておる言葉で、産炭地という言葉があるわけですが、これはこの前齋藤さんの質問のときにも産炭地という言葉を使ったのですが、産炭地とは一体何かと思つていたら、今日も産炭地という言葉をお使いになつておる。そうすると、その産炭地というのは炭鉱労働者、炭鉱離職者が多数居住する地域と同じに考えていいわけですか。

○百田政府委員 これは非常に俗な言葉で申しましたが、法律的には炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域というふうに考えております。

○滝井委員 同じだと考えてよろしいということでありまして。そうしますと、三井の例ばかりとつて非常に失礼ですが、今三井が非常にクローズ・アップされておりますから申しますのが、三井の希望退職の条件の中に、影響の比較的小ない家庭の人というのがあるのですよ。すなわち退職をさせられても家庭に影響の少ない人というのはどういふ人であるかという、兼業農家、こういうのをいうわけですが、この兼業農家の二男、三男が通勤で炭鉱に勤務しておるわけですか。

「大坪委員長代理退席、委員長着席」
そうするとAという村から、最近では皆さん御承知の通りオートバイが発達したわけですが、オートバイで通勤をしてくると、三十分くらいで四里も五里もある先からやつてくる。産炭地じゃない。山の中の農家から炭住のある市

町村の産炭地にくるわけですが、別の市町村から産炭地やつてくるわけですね。これはこの二十三条の一項の一号には入らぬわけですが、そうしますと、炭鉱は影響が比較的小ないといつて首になつてしまつたわ、今度新しく、じゃ一つ職業訓練を受けて大阪に行こうかといった場合に、君、産炭地にならね、炭住に住居がないからいけない、この条文からいくとどういふことになる。そういう場合はこの中に入るでしょうね。

○百田政府委員 この指定地域、これは指定することになります。指定地域に入らなければこの解釈では移動資金の対象にはならない、こういうことになるわけですが、ただそういう事情が一般的であるかどうか、そうした点も十分具体的な指定に当たつては考えなければいかぬと思ひます。われわれとしては、通勤というものは比較的小ないであらう、こういう見方をしておりますが、都市に近いところについておはさういふところもあるように聞いております。こういう点については、さらに指定に当たつては検討をする必要があると思ひます。

○滝井委員 二十三条に「援護会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行ふ」と書いてありまして、別に政令で指定する地域とは書いていないのです。法律上は書いていないのです。そうしますと、これは炭住のことをとつてはなはだ失礼ですが、たとえば今三井鉱山というのは大牟田のまん中にある。あるいは田川市のまん中にあるわけですが、ところが今度はその市を中心とした周辺には郡部があるわけですが、そうすると郡部からその大牟田市

の炭鉱なりあるいは田川市のまん中にある炭鉱に通つてきているわけですが、そうしてその三井鉱山の炭住がどこにあるかという、大牟田市と田川市にあるわけですから、周辺の郡部からオートバイに乗つて通つてくる、あるいは汽車に乗つて通つてくる、ということになります。これは産炭地でない町村から産炭地の市にやつてくるわけですが、炭住のいない、いわゆる人里離れた山の中の三軒屋の中から通つてくることになるわけですが、この解釈でいくと、そのものずばりでだめなものです。通勤の炭鉱労働者というのは非常に多いのですが、しかし産炭地以外の町や村から通勤している労働者というのはこれは入らぬことになるのです。

だからこれは何かここにあなた方新しく考へてもらわねと、同じ炭鉱労働者が非常に不均等な待遇を受ける。これこそ憲法違反です、機会均等じゃない政策は。こういう点はもう常識だと思ひます。今三井鉱山なんか、みな農家はやめてもらいたいと言つています。家庭に影響の少ないものは全部希望退職の中に入つてもらいたいと言つています。そうすると、これは希望退職の中に入つて行つても、あなたがたおっしゃる通りにこれに入らないでしよう。

○百田政府委員 そういう事情のあるものにつきては、この多数居住する地域をどう見るかということになつて参ると思ひます。従ひまして先生の言つておられるように、炭住というものは大炭鉱地帯というように言われておるようでございますが、そういう地帯から御通勤になつておる人が非常に多いという場合に、これを除外するわけに

参らないと思ひます。従つてこれは、どういふふうな業務方法を定めるかというときに、その実情に合わせた措置をとるべきだと考へております。

○滝井委員 これはぜひそうしてもらわないと、この法律の通りにしなくして定木に就くと、今のような解釈は出てこないのです。そうするとこの法律の条文というのがますますことになるわけですが、だからこれは今の産炭地ということ、この法律の条文でいけば、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域として、カッコして、通勤者を含むとか何とかしてもらわねことになるのです。けれども行政解釈として、そういう通勤者というものは当然に入る、こういう御答弁でございまして、それ以上追及しません。これはこの条文に問題があるところですが、

次には、職業訓練手当の額は、この前、百三十円が夜間と昼間は二百三十円でございます。これは齋藤さんへ御答弁です。そうすると、この職業訓練手当というものは、失業保険と二重にもらえるのか、生活保護との併給というものは可能かどうかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○百田政府委員 この法律自体にはそのことは出てきておりません。しかしながら失業保険との関連につきましても、われわれは原則として失業保険の切れた者に対して支給するといふような方法を考へた方が適當ではないか、こういうふうに考へております。

○滝井委員 生活保護と職業訓練手当は併給をする、失業保険については二重支給はしない、こういうことで。失業保険のことが出ましたから申し上げたいのですが、炭鉱労働者が職業訓練に入るには、定員その他があつて全部の希望者が入れない、わんざ殺到してはなかなかな、こういうお話しもありました。ところが失業保険の特例会計は御存じの通り六百億の積立金が出ています。そうして今大蔵省は残額にも、三分の一の国の補助金を出してあります。われわれはあの立法は審議未了だと思つておりますが、しかし余つておるわけですから、この際どういふ炭鉱離職者に対して、これは駐留軍なんかと同じだと思ひます。失業保険の期間をこの際全部に延長する必要があると思ひます。金は余つておるのですから、余つておる金を積んでおいて大蔵省から削り取られる必要もないと思ひますので、この際一六六カ月のものは一年くらいに延ばして、九カ月のものはさらにそれに六カ月を足して十五カ月くらいに延ばして、こういう方途を講じてみたらどうですか。失業保険をこの際延期するといふお考えはありませんか。

○百田政府委員 その問題についてはわれわれもいろいろ検討中でございまして、一つの考へ方といたしましては、今六百億の積立金がある一方において、金があるから失業保険の給付期間を一般的に延長するといふことになりまして、これは恒久的な制度になるわけでありまして、従ひまして極端に申し上げますと、年度々々の赤字が六百億

の中に食い込んでいきまして、そうして食い込んでしまったあとは今度はずっと永久に赤字ということになって参りますので、恒久的な制度とすることについては相当検討を必要とするかと思ひます。さらに第二の問題といひまして、石炭離職者のみに特別措置としてこれを延長するかという問題でございますが、これは現在も失業保険はすべての人について保険料率は同じにしてやっております関係上、特に石炭離職者という点についてだけ特別措置を本法においてとるということにつきましてはいろいろ問題もございまして、御趣旨のような点はわれわれもいろいろ考えなければならぬ問題もあると思ひますけれども、現在この点につきましてはいろいろな角度から検討中でございます。

○滝井委員 六百億の積立金ができて、大蔵省というか、内閣はこれを削ろうとしているわけですが、これを削られる前にいい施策をやるといふことは福祉国家の目的にもかなつておるわけですから、削られずに出してもらうべきだと思ふ。そうしてまた現在の日本経済の状況、岸内閣の政策から考えてみても、岸内閣は完全雇用をやつていくのだとおっしゃっているわけですから、まさか六百億の積立金を切つて失業者を困らせる意思は岸総理にはないと思ふのです。そうして日本経済は神武以来の好景気だと言われどおつたが、それを上回るほどの景気上昇傾向にある。昨夜も美濃部先生の講義をいろいろ聞きましたが、大体そう今景気というものは行き詰まる情勢にないのです。政府の政策は完全雇用の政策、景気が行き詰まって苦しいのは炭鉱と

海運と繊維の一部くらいである。こういうことになれば、炭鉱離職者だけではないで、全般的に失業者については一年くらい延長しなさいという政策はとつてもいいのじゃないかと思ふのです。特にこの突破口を、六百億の積立金があつて減らそうとしておるのだから、まず随分始めよう、炭鉱離職者から始めよう、駐留軍もあれば駐留軍もいさしやうというので、こ

ういう政策というものは重点的にとつていいと思ふのです。みんなが失業保険でたまたま金ですから、失業したとき持つていっても、これは文句を言はずにはないと思ひます。そのものの考へ方は間違つておるので、そのときに炭鉱だけよいにやるといふことはいかぬとおっしゃるかもしれないが、炭鉱だけではなく、海運にもよろしい、繊維にもよろしいという形だと思ふのです。あるいは地域を指定して、災害のために愛知なら愛知によけいに金をつぎ込むように、特にこいういふ多発地帯のものについては暫定的に一年なら一年を限つて、こいういふ政策をとるという方法もあると思ふのです。不公平にならぬような政策は、いくらでも打ち出す方法はあると私は思ふのです。こいういふ意味で、これはこの際この法案と一緒に、ぜひ一つ考へてもらわなければならぬ政策だと思ふのです。まあこれはあなたの方御検討中だといふことでございますから、ぜひ一つ検討していただきたいと思います。

次は、こいういふ訓練手当や移動資金をやることになりませんが、石炭合理化によるところの整備事業団の移動資金

と、この移住資金は二重にもらえるかどうかといふことを一つ……。

○百田政府委員 移動資金と移住資金といふのは、多少条件の違ふところはあると思いますが、同じ趣旨のところは併給はしない、こいういふことにならうかと思ひます。従ひまして、移動資金の場合は、一定の期間以内に炭住を明け渡すといふこととございします。それからこの移住資金の場合は、炭住に住んでいてと住んでいないにかかわらず、この者が他の地域に移住する、生活の本拠を移すといふこととございします。同じ目的になるようなところは、その点を調整をする必要があらうかといふふうに考へております。

○滝井委員 同じ趣旨のものには併給をしないといふその意味がよくわからないうです。御存じの通り、今年五月十五日から八月十四日までであつたと記憶をしておりますが、その三月月間で、それはあともう三月月くらい延ばすことができればいいのですが、三月月間で炭住を——特にその炭住は整備事業団で買上げられた炭住でなくてはならない。買上げられた炭住から、しかも遠方というものはどこまでか知らないが、やはり関西の大阪のような産炭地でないところに出ていった人には一万五千円を上げます、こいういふことになつておるのでしょうか。これは趣旨は同じものなんですよ。同じものをやらないといふことになれば、全部やらないといふことになつちゃうのです。そうすると、片一方は合理化でやるものです。こつちは援護会という別な目的をもつてやる方法です。これは同じ趣旨といふのは、法律は違ひますが、出ていけといふことは同じでしよ

う。産炭地に置いてはいかぬ、散らさなければいかぬ、置いておつたら暴動が起るのだ、こいういふことでしよ。だから散らさなければならぬ。散らすといふことにおいては同じでしよ。そうすると、原則は絶対に併給しないといふことになるのですか。あな

たの今の御答弁では、目的が同じでなければ併給するといふことをおっしゃるのだが、併給する場合はどうなのか。併給しない場合はどうなのか。

○百田政府委員 移住資金は、法律で炭鉱離職者に実施するものでありますから、一定の条件に合致するものについて移住資金をやるといふことになりました。その場合に、整備事業団が移動資金の方をいかに調整するかという問題があるわけですが、その点については石炭局長から……。

○樋口政府委員 事業団で移動資金、あるいは遠距離加算といふのをやつてきたわけでありまして、事業団限りですこいういふことをするだけでは不十分だといふことを考慮いたしまして、今回の法律によつて援護会を作つていただくといふことを御審議をお願いするわけでございます。しかもこの援護会の財源は、半分は事業団から渡すといふことになつております。従ひましてこの新法が成立いたしましたして、移住資金といふものが支給されるというふうになりまして場合には、それと重複する移動資金は、これを併給されると同じことになりますので、この今までの移動資金にかわつて、移住資金が支給されることになつてございします。ただ一つこゝで断わり申し上げておきますのは、この二十三条第一項にございしますように、たとえば産炭地

以外のところに行かなければいかぬという条件がございします。ところが事業団の方の移動資金は、先生御承知のように、炭住を明け渡してもらいたたいといふ炭住の処理促進という意味がございしますので、移動資金の方は、たとえ

ば、ただ炭住を明け渡して産炭地内に出ていく、その地域から必ずしも外に出ていかないといふ人間でも、事業団からの移動資金といふものは従来通り支給していきなさいと考へております。従ひまして移住資金がもらえない者でも、炭住に住んでおつてその炭住が買

い上げられて、事業団からできるだけ早く出ていっていただきたいといふふうにお願ひしておる方が出ていかれる場合には、たとひ同じ村の中に引越して来ても移動資金の方は差し上げるといふことになつております。

○滝井委員 そうしますと、買上げられた炭住を明け渡して同じ村の中に出ていく、それで移動資金はもらえない、しかしその人はまだ同じ村におるのだから移住資金はもらえない、しかし、その人が今度別の炭鉱のない町村に行けば移住資金ももらえらるわけですね。さういふ言つたように、まん中の田川市なり大牟田市から、郡部の全然炭鉱のない農村地帯の町村に行けばもらえらるかといふことです。もらえらるならもらえらることはつきりしてくれば話はわかるわけですが。

○樋口政府委員 今申し上げましたように、大体本来の移動資金といふものにかわつて、より手厚い法律的な裏づけのある移住資金といふものに衣がえさせたいといふことから考へておりますので、今のわれわれの考へておりましたは、今先生の御引用になりました

ような例の場合は、これは正直のところ非常に好ましくないように考えておられます。ただ、たとえば本人が炭住から出ていって、しばらくその地域にいらおって何か職を探して、なくて一定期間炭鉱離職者のような姿になって、しばらくしてからまた外に出ていった場合に、移住資金が出るか出ないかという問題等につきまして、検討の要があると思われまして、その点は検討させていただきますが、いわゆる二重取りというよりなことを目的として出ていくというようなことは、われわれとしてはできるだけせういう二重取りにならないように、広く皆さんにこの制度が行き渡るように活用していただきたいと考えております。十分検討したいと思ひます。

○滝井委員　そこが一番大事なところですよ。それは検討するでは工合が悪いです。だから私はさいげん、この距離加算とか基本額のきめ方というのは、一体どりするのか、炭住の多数あるところの地域、すなわち産炭地からその他の地域というのは、一体どこからどこまでの地域を言うのかはつきりしてもらいたいと言ったのです。私は今逆の場合を言ったわけです。すなわち田川市という産炭地に、すぐ隣の農村から通ってくる場合は、あなたは認めてくれたわけです。そうしますと、炭鉱が合理化になって、田川市なら田川市にある炭住が買い上げられてあげなければならぬ、これはもう自分の家でないのですから、あけるということは法律上の建前です。今行くところがいいからおりますが、どんどんあける人もおります。そうしますと、あけると有無を言わず移動資金を一万五千円くれ

る。それをもらつて、とにかく村の中に家を見つけて住んでおるうちに、職業訓練に行つて電工さんの技術を身につけて、今度は隣の町の九電の住宅に入つて九電の職員になった。こういうことになれば、当然移住資金をくれなければいけないですよ。その場合に、それは十万円ではないでしょう。それでは一体幾らになるかということですよ。その額は十万円の三分の一になるか半分になるか、それは二重になつてもここで調整ができると思うのですが、それは一体どういふことになるのですか。くれまますかくれませんか。

○逓詰政府委員 この点につきましては、さらに主務の労働省とよくお打ち合わせしたいと思つております。しかし、先ほど私は、いわゆるこの制度は二重取りというふうな悪用は避けたいといふことを申し上げたのでござい

ますが、無技能者が炭住にいつまでも住んでおつては事業団に迷惑をかけるからというので、事業団に迷惑をかけるないように出た。そのかわり、自分の将来のためにということで職業訓練所に入つて、そこで半年なり訓練を受けて、そして今度は産炭地以外に出ていくというような場合には、今回の法律の立法趣旨からいいますと、支給いたして差しつかえないのじゃないかという気がいたしますが、この点につきましてはさらに今後よく検討いたしたいと思つております。先生の御質問の趣旨をよく体しまして、そつちの方向で一つ検討を進めていきたいと思つております。

○滝井委員　これは通産省も労働省もつかつ千万だと思つたのです。私が説明するのは一番多いケースです。なぜな

らば、整備事業団は、まず第一に炭住をあけてくれという要請をみな労働者にしますよ。炭鉱の合理化で炭住を買い上げたら、まず出てくれということが第一です。五月の十五日から八月の十四日までに出なさいよと期限を切っておるのですから、期限内に出なければ一万五千もらえぬのですから、みな期限内に出てしまいう。エビでタイをつつておるわけです。エビでタイをつつておつて、今度はその人が産炭地以外に行つたら、あとの十万円はだめだということはいわれない。ですからこれはどうしても二重払いになるのです。これは二重払いが原則ですよ。二重に払わぬということの方が作務的です。どうですか。それは二重払いにすることが原則です。何か趣旨が同じならとかいうようなあいまいな答弁ではだめですよ。

○百田政府委員 移住資金の關係からいいますと、先ほど私が御答弁申し上げました通り、この要件に合致する者につきましては支給するということになるわけであります。ただ目的の同じものといえますか、そういう点についてどうかという点には調整の必要があると申し上げましたのは、移動資金につきましては、今先生のおっしゃったような事例が善意で行なわれるといった場合は別に問題はないと思います。が、移動資金の場合におきましては、扶養家族を有する者とそうでない者とは区別がございます。片一方には扶養家族の加算金等もございますので、そうしたところにおいてはダブっている面もあるのじゃないか。それから遠距離に移動する者についてはどうかということもあります。そういった点につき

ましては調整の必要があるのではない
か、こういうことであります。

○滝井委員　そうしますと、基本額に
ついてはダブっても差しつかえないわ
けですね。一万五千円なら一万五千
円、そのほかに、関西とか東京に行く
場合には、プラスの一万円とかなんと
かいう遠距離加算がつくのですよ。そ
の者については、これは隣に行くので
すから初めからつかないのです。隣の
町に住む、あるいは同じ村の中に住む
のですから、炭鉱のあるところに住む
のですから、それはつかないと思うの
です。私の言うのは基本額について
言っているわけです。そこで今度はい
よいよ隣の町に行つて就職をした、こ
ういう場合には二重にもらえるので
しょう。そこだけはつきりしてもらえ
ればいいのです。

○百田政府委員　この趣旨は、御承知

の通り炭鉱労働者または炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に行くという場合に移住資金を支給する、その場合に基本額はどうかどうこうということを含めていくわけであります。その場合は当然基本額というものに必要な加算はつけられる、こういうことでもあります。

○溝井委員 この援護会の目的は、炭鉱離職者に対して再就職及び生活の安定に関する援護を行なうことが目的なことです。それから整備事業団の方の移動資金は、炭住から出ていってもらうことが目的なんです。目的は違うのですよ。従って炭鉱労働者、炭鉱離職者が多数居住する地域というものが一つあって、その他の地域というものは一体どう見るかという点が問題なんです。あなた方は、多数居住する地域と

いゝのは行政区でいく、市町村単位でいくとおっしゃったから、隣の町や村に行けば行政区は違うわけですから、そこに炭鉱がなければその他の地域になるわけです。そうでしょう。炭鉱があれば、これは別かも知れませんが。炭鉱があつたらいかぬのでしょね。その二つの場合がある。炭鉱がない隣の町と、炭鉱のある隣の町と、二つあるのですが、炭鉱のあるときはどうなのか、炭鉱がなかったらよろしいのか、これだけはつきりして下さい。

○百田政府委員　炭鉱があつたらどうか炭鉱がなかったらどうか、この点は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域として指定する指定のやり方になると思います。従いまして私は、通常の場合、そこに通勤であろうと多数居住しておるといふような状態にある場合、離職者もあり、炭鉱の労働者もいる、

働者もそこから通つておるという状況のところは当然指定していくべきだろうと考へております。従ひまして、その点につきましては、特に実情に即した指定の仕方をすればいいのであつて、市町村区域で指定するからといつて、その市町村区域の指定の結果が、その区域全体を指定するような結果になるかも知れません。それは実情によつて地域の決定をしていくべきだと考へております。その点につきましては、そうめんどうな問題は起こつてこないのじゃないか。また今の先生のお話でございしますが、石炭局長から申し上げましたのも、二重取りになるとか、そうした意図のもとにやるといふことは何とか調整したいという気持で言つておるわけでございます。現に五月からああいふことを始めておるわけなんで

すが、すでに早く炭鉱住宅を引き渡せというよりなことで、すぐ隣かどうか知りませんが、少なくとも指定地域に居住しておいて、今度訓練所ができたからそこに入って、広域職業訓練の線に沿ってどこかに就職するという場合もあり得るわけでありまして。これは当然移住資金を支給していくべきものだと考えております。

○滝井委員 それが隣の町でもよろしいかと云っておるのです。その隣の町というのがあるの言う炭鉱地だったら、今のような解釈でいくとだめになつてしまふのです。そうしますと、あなたの方の今までの説明では、同じ労働者でありながら、一方は遠距離加算を別につける、距離の近かったというところでその労働者はもらえない、こういうことになる。だから問題は、この多数の炭鉱労働者や離職者が住んでおるといふことを、市町村単位でいくのか、それとも筑豊という広い地域でいくのかということによって、移住資金の支給の状況がずいぶん違ってくるのです。今までどくどくと私が言ったように、どうもそこらあたりが、詰めていくと、あなたの方の答弁はうやむやになるのですが、どうですか。この二つの場合がある。Aという町に住んでおる。産炭地です。ところが、隣の町に職業訓練を受けて就職していく。その場合、この隣の町が炭鉱のないところなら産炭地とはいえない。行政区でいく。しかしまたそこは炭鉱が一つでもあれば産炭地になるわけですから、あるいは産炭地というものは、最近の状況では別の解釈が出てくるのです。今までは炭鉱があった、そしてもうそこには住み得ないのだ。ところがほ

とんどどうもこの炭鉱も息が絶えて、どこもやっていない、離職者が炭住に住んでおる、これを産炭地というのかどうかという問題が出てくるのです。こういう厳密なところまでこれをやらないとどうして困るかという、筑豊炭田全部困るのです。移動資金をくれるかこれないかということになる、そこらあたりが問題になってくるのです。だから産炭地というよりなもので、全部死滅している炭鉱で、そこはもぬけのからで、労働者だけが住んでいるという産炭地もあるのです。これはやはり産炭地というのです。この点については一体どう見るのか。だから三通りあります。隣の市町村が全然炭鉱がないという場合が一つ、炭鉱があつたんだけど、もう現在は失業状態だけしかないというところ、それから現実の一つか二つかまだ炭鉱が動いている場合、こういう三つの場合がある。この三つの場合に、一体どの場合には移動資金を適用して、どの場合には適用しないのか、全部適用してくれるのか、これを一つ一つ言つて下さい。

○百田政府委員 原則として市町村の区域と申し上げましたために、その点の問題が出て参るわけでありまして。こういうふうによりました趣旨は、その地域において、主として炭鉱がその地域の重要な収入になる。そこに離職者が大ぜいいる。その地域での労働使用の状況では、その地域ではなかなか就職しにくいというふうな状態、従つて日本におきましても、労働市場区域といふものが外国みたいに明確でございませうれば、そういう区域の指定の仕方

があり得るわけです。従つて私は、原則として市町村の区域と申し上げましたけれども、その地域の実態によつては指定の仕方は変わってくる。例外としては、あるいは市町村の区域の指定もあろうし、あるいはその町村を含めた何ヶ郡という指定の仕方もあるであらうというふうなことを申し上げておるわけでございます。従つて今ここに炭鉱がない、かつてはあつた、離職者がたくさんおる、これは私は当然入れようという区域の指定の仕方をいたしていかねければならぬというふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、その地区に新しくセメント会社が入つた、全く違つたものが興つてきた。筑豊炭田は石炭とセメントしかない。白ダイヤ、黒ダイヤしかないのですから、セメント、いわゆる石灰工場が興つた。そうすると、職業訓練を受けて石灰工場に就職をした、こういう形になると、あなたの方の解釈でいくと、その人はもらえないのです。私はそれでいいかというんです。あなたの方は広域々々で、東京、大阪と言つても、筑豊炭田で長らく飯を食つた者が、すぐに親類縁者を捨てて大阪や東京には行けません。今広域就職で六百何十人か行つたと言つても、家族を連れてきていません。みんな家族は筑豊に置いてきています。本人だけしか来ていない。それはどうしてかと申しますと、さいせん申し上げましたように、道路工事とかトンネル工事にみな来ているんです。だから飯場に親を連れてくるわけにいかぬです。そういうのが実態でしょう。そうすると、やはり人情としては近くに何か仕事を探して、

そこにつくというのが人情になるのです。またそうやるのが政治ですよ。あなたも地域の開発とおっしゃつた。筑豊炭田の深部開発というふうな問題、あるいは遠賀川汚水処理公園を作るといふような問題をすぐにやれば、何千人という労働者が働けるわけですから。そうすると、そういうところに行つたときは、それも相当長期のものに行つたときには、だめだということになる、この援護会の一番大事な移住資金といふものは、非常に限られたものしかいかぬ、こういう結果になる。どうもそこらあたりがまだ百田さんと樋口さんの意思統一が十分できておらないようですけれども、もう少し私が言つたような例で検討して、こういう場合はやる、こういう場合は十萬元はやらぬというのを一ぺん意思統一して、これは午後でもけっこうですから、もう一ぺん答弁して下さい。

○百田政府委員 移住資金と申しますのは、そこから移住をするということ、移住を要しない、あるいはその地域で産業が興つて、そこで就職できるということならば、私はこういう移住資金といふものを支給する必要はないと思ひます。

○滝井委員 援護会の目的は、移住させるために援護会ができるのでなく、炭鉱労働者に対して、特にその離職者に対して、再就職及び生活の安定に関する援護をやるのです。よそに追つたらうのが目的じゃない。だから、そこで技術の訓練をして隣の町で職業についたら、これは生活の安定を得たんですから、移住資金をやつてもいいじゃないですか。これをやつて悪

いということになれば、じゃどういう工合に産炭地といふものを指定しますかという、こういうものとの私の質問に返つてくる。だから、あなたが市町村だとおっしゃるから、じゃ隣の町はよろしかろう、こういうことになる。私のこの質問によつて、まず百田さんの産炭地の解釈はぐらつき始めたわけですから。筑豊を指定するかもしれない、地域によつて違ふ、地域によつてああでもこうでもということになると、これはなかなか問題が出てくるのです。だからそこらあたりもう少し意思統一をしてはつきり答弁してもらわないと、ここが法の一番大事なところですよ。十萬元の移住資金がどうなるかということ、どういふ条件ならもらえるのか、これをみんな知りたがつておるのです。今のような御答弁ではどうもはつきりわからぬです。どんな場合にももらえるのか。私の言つた三つの場合について、もらえないならもらえない、もらえたらもらえない、それは関西なんかに行かなければだめなんだ、こういうことを言つてももらえないところではないかと、こういう場合はもらえてしまふ。宮崎から筑豊炭田に仕事にやつてきた。そうしてまた宮崎に帰る、これは当然もらえるわけでしょう。

○百田政府委員 もらえます。

○滝井委員 そうしますと、宮崎でもらえるのと隣の町でもらえるのとの違いはどこにあるかという、距離だけの違いですね。

○百田政府委員 これは距離だけの違いです。従つて、私が問題にいたしておりますのは、どういふ地域をこの地域

としてきめるかというところになるわけでございます。そこは別に私がぐらつたというわけではなくて、法律でどういうふうに書いて、特に何か具体的な地域を指定いたしませんのも、これは業務方法書で書かせることによつてその地域の実態に即したやり方をいたしたいという意味で申し上げておるのでございます。

○滝井委員 法治国家の法律というものは、何ものよりも仕事をする上にものさしになるわけですよ。あなたの方は、二十五条によつて移住資金の支給の基準及び支給の方法を業務方法書で決定しなければならぬ。その場合に、「多数居住する地域からその他の地域に」ところなつておるのですから、多数居住する地域とその他の地域は別でなくちゃならぬ。そうすると、その他の地域とは一体どういふものなんだということになるのです。私の質問を簡単に要約すれば、そうすると、その他の地域というものは、今言った宮崎ははつきりしてきた。関西もはつきりしてきた。隣の産炭地でない町はどうなるかという、宮崎にやつて、産炭地でない隣の町に出来ないはずはない、こういうことになります。これは距離の違いだけになる。そうすると、その場合には距離加算というもののだけ減らしたらいけないじゃないか、筋はこういう議論になるのです。

○百田政府委員 隣の町がこの地域の指定に入らないというのであれば入ります。移住資金の支給の対象になるわけですよ。

○滝井委員 隣の町が指定の地域に入っていないということになれば入るというのですが、それならば、多数居

住する地域というのは何によつてきめるか、炭住によつてきめる、こうおっしゃる。隣の町には炭住がないのですから、だからその他の地域に入るのじゃないですか。だから、どちらかはつきりしてくれば、あの方の方はつきりするのです。多数居住する地域というのは、居住というところを書いてあるからには炭住がなくてはならぬ、住居がなくてはならぬ。住居のある地域が、それが多数居住する地域です。そして隣の住居のない地域は、その他の地域になるのじゃないですか。それは、社会党と共産党は紙一重で、だから社会党と共産党は紙一重という議論と同じです。紙一重でもあるのですから、社会党と共産党は違ひわけです。それを世の中の人々が、社会党と共産党は紙一重だから、社会党と共産党は一緒だということと同じ議論をあなたにしておる。法文にはちゃんと書いてある。だから、まずあなたの方が多数居住する地域の定義をはつきりしてくりしてくるのです。多数居住する地域はどこだと言つたら、産炭地とおっしゃる。しかも鉱産税やら住民税やら、みなその地域を中心にして、その市町村を中心にして行なわれる。ところが、隣の町に坑道でもあつて、そこに何軒か炭住が建つておる、こういうのは、私は産炭地でよろしいと思つておる。ところが町村といつても、町村合併をして広くなつてきたのです。たとえばわれわれのところは添田という町が彦山という山の下にあります。ところが、彦山のふもとに上添田炭鉱があつて、やめてしまった。失業者はまだそこにおりますよ。「世界のグラビ

ア」に載つてゐる。有名なところですよ。一番早く合理化にかつたところで、そこが町のまん中では炭鉱は動いておりました。山の中には失業者がたぐさおつてどうにもならぬという状態にあるわけですよ。こういう特殊なところもあるわけですよ。だから、産炭地といつても、市町村単位に指定すれば、相当これは広いわけですが、炭住の、今の山の中の閉山になつた地区の諸君といふものは、町まで来るのに一里以上ある。町にいつて就職する場合には、そういう場合まで適用しろとは私は言わない。そういう場合でも適用してもらへばならぬ。しかし、隣の町といつても、山越え谷越えて行かなければ隣の町にならないかもしれない。だから、そこらの解釈をもう少しはつきりしてもらふねと、筑豊炭田といつたつて広うござんす、山があり谷があるわけなんですから、隣といつたつて、そうすく手の届く隣じゃないわけですよ。だから、もう少しあなたの解釈をはつきりしてもらふねと、どうもあなたの方よりなやがるがごとくやらざるがごとく、やらざるがごとくやらざるがごとく、客寄せや困るのです。これはもう少し意思統一をして、統一的な答弁をしてもらいたと思つておる。

○百田政府委員 その点は、実ははつきり意思統一いたしておるわけでございます。ただわれわれの運用といたしましては、できるだけ有利に持つていきたいという気持があるわけですよ。そこでこれを指定する、鉱区を指定する、さつき私が町村合併その他で広くなつた一部を指定する場合もあると申しましたのは、たとえば山口県の宇部等を考へてみた場合にちよつとあるわけです。炭鉱離職者が宇部の市のまん中に移住して、宇部の何かに就職するといふ場合に、宇部市としてはその人に何にもできない。それじゃ気の毒だ。逆にあまり狭く指定いたしますと、先ほどのお話のように、すぐ近所から通勤しておつた連中があれにならなくなる。それでは気の毒である。その辺の実態を見て指定すべきであるといふふうな考え方が底流にあるわけですよ。従つてこれを定木できつとやるような工合に今ここできめる必要はないのじゃないかといふふうな気持をそこに盛つておるわけですよ。

○滝井委員 どうも産炭地からその他の地域に移住するといふ、産炭地の定義と申しますか解釈、その他の地域の解釈といふものは、どうも今の説明りや納得がいきません。もう少しわかりやすく一つ説明をしてもらいたいと思ふんです。これはこの法案の中の一審大事なことだと私思ひます。

その次には宿泊施設の設置の場所その他の構想、どういふ構想をもつて宿泊施設をやるのか。それから労働者に貸与する宿舎、これは事業主に貸すことになるんですが、その貸付の条件、それから生業資金の借入れのあつせん。一体この資金源はどこに求めるのか。国民金融公庫にでも求めるのかどうか。その貸付の条件と申しますか資金源、それからその貸付の条件、こういうような点はどういふ工合にお考えになつておられますか。

○百田政府委員 三号の「職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設を設置すること。これは職業訓練所に寄宿舍を付設する」という形で実施いたします。そこで現在の計画といたしましては、先

ほど二億円で四カ所について総合職業訓練所を拡充すると申しましたが、これに一千人ございまして、この宿舎を設置する、こういう計画でございまして。それから四号の労働者用の宿舎でございます。これは職業安定機関におきまして、できるだけ事業主に對して炭鉱離職者を雇入れられるように勧奨するわけでございますが、その場合において、雇入れられるのはいかに宿舎が十分でないといふような場合がございまして、主として移動式住宅、パイプ住宅でございますが、これを無償で事業主に必要な期間貸し付ける、こういうふうなことを考へております。

それから金融の生業資金の借入れのあつせんでございますが、具体的には国民金融公庫その他にならうかと思ひますが、これは借入れのあつせん、大体炭鉱離職者が何らかの事業を興したいといふような場合、どういふにすれば借りられるかわからないといふようなこともございまして、そういう借り入れの主として相談に乗り、またそういうところに口をかけてやるというふうなサービスをやる、こういうことでございます。

○滝井委員 その二十三条の七号の生業資金のあつせんが、今の点の相談に乗る程度では、だれも貸してくれませんよ。炭鉱離職者が今やめる多くの人は、大がかりな借金があるわけですよ。借金があるので、その退職金を借金に充当してやめよう、こういう人が多いわけですよ。あと残るのは裸一貫ですよ。何もありません。中小炭鉱をやめた離職者の家に行つてごらんない、何にもないから。それこそ何にもないです。

ある人もあります。ある人もおるけれども、何にもない人もおるんです。あのものはなべ、かまど古びた衣服またよりのものだけなんです。そういう人に生業資金のあつせんをやるのですから、やるとすれば、これから国民金融公庫か何か、それらの人に貸すだけのワケをとってこれといつても、なかなか大蔵省、この前だといふこのワケの問題でやりましたが出すとは言いません。言いませんが、やはり炭鉱離職者の借入金金があつせんをやるならば、援護会が保証くらいに立つてやる気持がなければとてだめです。いわゆる信用保証を援護会が見てやる。そのワケは何万円くらいまでは見てやる。しかしそれはきつちとある程度の保証人を連れていらつしやいとか、物を担保にしてというよりなことは不可能です。だからこの七号の、規定の一番大事なこと、は、全く書いてあるだけのことになつてしまふ。だからこれは信用保証でも援護会がある程度やってやる。むしろ援護会の金で貸すのだというよりなところまでいかなこととてだめです。だから援護会の中に別に資金をとつて、それも何億とする必要はない。試みに二、三千万円の金をとつて貸す。確実なる事業計画が出て見通しがあれば貸しましよ、これくらいの積極性がないと、援護会というのは移住資金を出すだけの機関になつてしまふことです。私はむしろ移住資金をやるということよりも、ほんとうに生活指導をしたり、職業訓練をしている間家庭を見たり、あるいは新しく立ち上がろうとするならばその金も貸してあげましょ、このくらいの積極的なものに援護会が動かかないとだめではないかと

いう感じがするのですが、そういう点、政務次官どうですか。援護会は資金のあつせんだけでなく金を貸します、そのワケはわずかでもいから試みにとつてやつたらいい。たとえば世帯更生資金のように事業計画を持つてきて、これの見通しがいくというならば貸してやる。そして貸してやつたあとの生活指導もやる。それは指導員が回つて見てやつたらいい。あまり困は損をしないように、損をしないようにというところで、もちろん税金ですから損をしてもらつては困りますが、ときには五重の塔のつぺんから目をつぶつて飛びおるくらいのもう気がやばい政策の中に必要だと思ふのです。これは一つも勇気のあるところではないです。今の移住資金の問題でも、だんだん論議をしていくと、どうも固くなつてしまふといふことがあるのです。どうですか。

○赤澤政府委員 微に入り細をうがつての質疑なんです、実は私どものこの立法の趣旨は、ずいぶんあたたかい気持でこれを作つたつもりでありまして。ただ微に入り細をうがって規定しなければならぬ法律もありまして、かえつて大筋をきめて、最後は行政に大幅に移譲するといふ方がいいこともあるわけですから、要は私は実績を上げることに思ふのであります。実績を上げるというのとは何かといふと、失業者を追つたことではないのであつて、一人々々についてやはりあたたかい援護を行なうといふことで援護会を発起したつもりであります。そういうことでありますので、これはもちろん国民の血税も入つておりますけれども、寄付金も相当入つてくるわけでは

ざいすので、この質疑の間に大体運営というものを明らかにした方がいいのではないかと。先ほど滝井さんは修正案を出すとか、いろいろなことを言つておられましたけれども、あまりこまかく縛つてしまふことはかえつてまずいんじゃないか。今いろいろ質疑の間に私感じたことですが、この移住資金の問題にしても、ダブつて一向差しかえない。一人々々のめんどうを見る生業資金の借入れのあつせんにつきましても、お説の通り、信用のない人には、お互いに知つてゐる通り、金の出道はないわけでございます。これには各県に信用保証協会等もございまして、ここに信用供手をするなり、積み立てをして信用を手をていもいですが、さらに一歩進んで援護会の金を直接貸し与へることないと思ひます。また先ほどから問題になつております地域の指定の問題でございまして、これも町村でしほるとか、安定局長もいろいろ部内で検討しておりますこと、一端を漏らしておりますが、これもあまりしやくし定本にやりますと、かえつて滝井委員の指摘される通り、こまかくすればするだけ変なものが私は出てくると思ひます。だから要は、やはり離職者が転業をする、しかも遠くに行く場合には、おつしやる通りに身の回りを整理して、転宅でもしようと思へば借金の整理もしなければならぬし、いろいろな問題が出てくる。そういう問題を解決するためにこそ、先ほど滝井君が言われました、これを運営する上において諮問機関も要るじゃないか、あるいは運営委員会的なものも要るじゃないか、私はそういうことを実は内々予定をしてゐるわけでございますけれども、あまりこまかくこれを責められますと、今の段階では政府委員の方でも答弁いたしますのに困る面も出てくるし、それがまた将来になつて大きな禍根になつてもいけないと思ひますので、その精神だけはぜひ滝井さんもおくみ取りを願ひたいと思ひます。

○滝井委員 赤澤政務次官が名答弁をしてくださいましたので、大体私の気持はわかつていただいたようであります。事業団から出す移動資金、それからこの法案から出ていきます移住資金の關係、それから同時に生業資金の借入れのあつせんについても、これは結局文章だけに終わる可能性が十分あると思ひます。むしろこの際勇断を持つて、援護会がある程度金を出すことができないければ、あるワケを限つて損失補償を——それは中小企業に銀行がやるように七割とか八割とは申しません、五割くらいでもいいと思ひます。何かそういう独立自営の業をやろうとするならば、資金の借入れについては、これは単なるあつせんではなくて、もう一歩も二歩も踏み出ることが必要だと思ひます。これは整備事業団等の關係になります、本会議のベルが鳴りましたから、これでやめましょう。

○永山委員長 本会議散会後まで休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時四十分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き會議を再開いたします。

質疑を続行いたします。百田政府委員。

○百田政府委員 先ほど午前中に御質問のありました点につきまして答弁を保留しておつた点を申し上げます。

第一に炭鉱離職者の職業紹介の産業別の状況でございますが、建設業が三百二十でございまして、鉄鋼業が二百二十四、機械器具製造業が二百二十七、運輸通信業が九、窯業、石採集業が二十五、その他が八十二となつております。その他と申しますのは、化学工業、ゴム製造業、木製品製造業、食品製造業、繊維業、サービス業、そういったものでございまして、計六百六十九。

さらにもう一つの問題は、石炭鉄業の求職者で、前職のある者がどの程度になつておるかといふことでございまして、労働異動調査によりますと、新求職者の前職の経歴別を見ますと、総数におきまして、未就業者が全産業につきますと四九・六、その他が五〇・四となつておりますが、そのうち、既就業者を一〇〇としたしまして全体の一〇〇が前職の経験のある者、こういうことになつております。石炭鉄業につきましては、新規入植者一〇〇に対して、今まで全然就業したことのない者が一六・一、それからすでに何らかの職業についておつた者が八三・九でございまして、その全体の一〇〇のうち、かつて石炭鉄業におつたことのある者といふのは四一・一となつておまして、その他のものについてみますと、繊維が一五・五、化学が二・九、鉄鋼が一八・二、機械が一九・四、これらに比べますと、石炭におきましては非常に大きな比率を占めております。以上でございます。

○滝井委員 次に、少し急いでおもな点だけやらしてもらいます。援護会と石炭整備事業団との関係をやつとあつて触れることにして、この法案の続きで、二十三条の二項のところを少し御説明願いたいと思うのです。それは、次の各号に該当する炭鉱離職者に対して、前項の第一号、第二号に掲げる業務並びにそれに付帯する業務は行なうことになるわけですが、当該離職者がその者の都合によるものでないという、こうなんですがね。希望退職者はこの法律の離職に入るからぬかという事です。現在希望退職というものが非常に行なわれているわけです。これは「その者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでない」と、こうなっているのです。それに入るか、入らぬか。

○百田政府委員 「その者の都合によるものでない」、いわゆる任意退職でございますが、これの解釈といたしましては現在、今までもございまして、けれども、企業整備等におきまして、いわゆる指名解雇を避けて希望退職という形で企業整備を実施しておるといふものにつきましては、形はその者の希望でございしますが、こういうものにつきましては、いわゆる任意退職ではないといふことで、失業保険法の取り扱いにおきましては、正当の事由による任意退職であるというふうな考え方をしておりますので、それと同様の方針で扱う、こういうこととございします。

○滝井委員 そうしますと、これは炭鉱離職者としての対象になるわけですね。

次は、今問題になっておる職場活動家、あるいは業務阻害者、これは今度炭労なり三鉱連と、三井鉱山なら三井鉱山が激突をしていく。そしてしゃにむに首を切った場合に、それは重大なるその者の責に帰すべき事由になるのかどうかですね。

○百田政府委員 職場活動家であるとか、業務阻害者であるといふことだけで解雇するわけに参りませんが、その離職が、その者の責に帰すべき重大な事由によるものかどうかといふことで決定すべきものだと思います。その者がいわゆる懲戒解雇であるという場合には、その者の責に帰すべき重大な事由があれば、この者は該当いたします。単なる職場活動家であるといふことで離職したといふことでは、必ずしもこれに該当しない、こういうふうに考えます。

○滝井委員 今の中山あつせん案が出まして、そのあつせんがうまくいかなければ、従って経営者と労働者が実力でやめる、やめぬの問題を決定しようとしておるわけです。そうなた場合に、単なる離職といつても、そこに指名解雇といふものが出てくるわけです。あれは段階があつて、希望退職、勧告、そして指名と、だんだんきておるわけです。だから指名までのものも、この法律の対象である炭鉱離職者になるのかならぬのかといふことですね。これはやっぱり非常に重要なところなんです。これは一人、二人じゃないのです。何百人という指名解雇者が今後出る情勢ですから、そういう場合に、そういう人は対象になるのかならぬのかという問題ですね。

○百田政府委員 企業整備の場合には、先ほど私が申し上げましたように、希望退職と指名解雇と二つの場合があり得ると思います。単なる企業整備の一段として指名解雇といふことでは、この対象になる。懲戒解雇といふ場合になりますと、その者の責に帰すべき重大な事由によつて解雇されたといふことであつて、これの対象にはならないのでございします。

○滝井委員 指名解雇というのは懲戒解雇の範疇に入らない、皆さん方はどういふ解釈ですか。

○百田政府委員 指名解雇イコール懲戒解雇といふことにはならないと思ひます。

○滝井委員 その場合に指名解雇をした、ところが今御存じの通り、あの炭労の実態といふのは、なおいどん坑内に下がつていっています。坑内に入つていって、そして仕事をみんなが守りながらやつている。炭鉱側は就業を拒否しようとするし、労働者は入つていこうとするわけです。そうすると指名解雇をしておつたが、そういうことをやつたといふので懲戒解雇に切りかえる可能性もあるわけです。そうしますと、そういうものが何百人と出る可能性もあるわけです。今、三池炭鉱三百人と言われておりますから、ここらあたりは全部今度は指名解雇を懲戒的なものに切りかえると、非常にこれは懲罰的なにおいが強いわけです。指名解雇といふのは、単なる言葉の上では指名ですけれども、職場を阻害をするから君らは解雇だ、こういうのは懲罰的なものです。実を言うところ、そういうにおいがするわけです。そこらあたりは表面に出てきたところは、きちつと

した解雇理由にはよるだろうと思ひます。単なる指名ならば、それは炭鉱離職者のこの法案の対象になつて、失業対策その他を受け得る。しかしそうでないこれはだめなんだ、こういうことになると、これは今後この法案の解釈によつて非常に重大な問題が起つてくるわけです。そこらあたりをもう少し明白にしてもらいたい。指名解雇といふのは懲罰的なものを含んでおるのです。なぜならば、それは職場阻害者なんだから力で解雇するわけです。そうすると、単なる指名解雇はよろしいと、こうおっしゃつておるのですが、指名といふのは懲戒的なものが入つておると私は思ふのです。

○百田政府委員 実はこの法律の適用上どう解釈すべきかといふことにつきましては、私はその実態によつて判断すべきだと思ひますので、軽々しく申し上げられなかつたと思ひますが、その前提といたしましては、第一に、基準法上の解雇予告の条項との関連もありまして、第二は、労働協約上の退職金をやるとかやらぬとかいふ問題もあるわけですが、そういう点が第一に問題にならうかと思ひます。本条項の適用につきましては、その実態によつて、しかもそれがその者の責に帰する重大な事由であるかどうかといふことによつて、それらの他の事情も勘案しながら判定していく、こういうことにならうと思ひます。

○滝井委員 指名解雇でも懲戒的な意義をたといふ経営者で含めたとしても、この法律の解釈によつて対象になり得ると解釈して差しつかえありませんね。

○百田政府委員 差しつかえございせん。

○滝井委員 それだけ言つておけば、あとは労働問題になりますからそれ以上申しません。そうすると、この法律は三十年九月一日以降の離職者に限つておるわけですね。これは一体どうして三十年の九月一日以降としたのか、むしろこの際もう少し前にさかのぼることができなかったのか。三十年九月一日というのは、石炭鉱業合理化法の関連でそうしたのであるか。その点はどうですか。

○百田政府委員 すべての石炭離職者に対して適用することはもちろん望ましいと思ひますが、これを無限にさかのぼるわけにも参りません。どこかで区切りをつけるといふことであれば、石炭鉱業合理化法施行の日をもつてやつていくのが適当ではないかといふことでもつてこの日を選んだわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、一応三十年でよろしかろうと思ひますが、三十年にしても約四年程度過ぎておるわけですが、その間にいわゆる新たに安定した職業についたといふ者は入らぬことになるわけですね。

○百田政府委員 これは四号におきましては、法律の施行後において新たに安定した職業についたことのないこと、従つて四年間におきまして何らかの職にはついたらぬけれども、その後におきまして現在離職しておるといふ者については、この法律からは適用になると思ひます。

○滝井委員 この条文は、二条の二の「職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態」といふ文句とらへら

の関係になるわけですね。だから、従って私はこの前、職業が著しく不安定であるため失業と同様な状態ということをごだいぶん押し問答したわけですね。そうすると、今度はこの法律の施行後に新たに安定した職業ということの問題になるわけですね。安定した職業とは一体何かという、緊急就労対策事業の賃金が三百八十円か三百五十円程度だったですね。三百五十円程度以下であれば、これは安定した職業でないと云えますか。この前、著しく不安定な職業というのは、日々雇われる日雇い労働者は不安定だとおっしゃった。これは平均が三百六十円です。そうすると、そういう程度以下のところは不安定だと、こうなった。ところが今度は安定した者だといっても、筑豊炭田の今の状態では、緊急就労対策事業ができて、三百五十円とか三百八十円の賃金ができる、今の自分のやつておる仕事よりその方がよいということになると、安定とか不安定とかいうことは相対的な問題になるわけですね。従ってその場合には、自分はずいぶんちうの方にいかしてもらいたい、緊急就労対策事業につかしてもらいたい、こういう形になると、その者にとつては、今の職業というものは、新しく生まれるであろう三百五十円の緊急就労対策事業より不安定な職業に、その者から見ればなるわけですね。その場合に、あなたの方から見たらそれは一体どうなんだ。こういう線がやはりはつきりされなければいかぬと思うのです。

○百田政府委員 この安定、不安定の問題は、単に賃金だけのことから私は私はい切れない問題じゃないかと思ひます。もちろん、いかなる産業といえども未来永劫安定するということは言ひ切れないと思ひますので、これはやはり社会通念上考えなければならぬのじゃないか。そこで、緊急就労対策事業につきましても、ここにも書いてございまして、職業紹介の措置によつても職業につくことのできない人たちに暫定的に就労の機会を与えようという意味でございまして、三百五十円でありましても、三百八十円でありましても、これは安定したとは称しにくく、これは安定したと考へておられます。三百五十円より安くて、いわゆる常識的に、三百四十円と考へておられます。それが社会通念上考へられるところの安定した、いわゆる常用的なものであるということであらば安定した職業と言ひ得るだらうと思ひます。

○滝井委員 そこらあたりは、「著しく不安定であるため失業と同様の状態」という解釈と同じように、行政上の問題として弾力を持つて解釈していただきたいと思います。

そこで次は、こまかいことを抜かしまして、三十六条の二に参ります。三十六条の二というのは、附則の十五条にある三十六条の二です。援護会に対する交付金です。「事業団は、援護会に對し、その業務に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、通商産業大臣が定める額の交付金を交付しなければならない。」こういうことになっておるわけですね。これは、整備事業団はどういう時期に交付金を、どういう方法で援護会に交付することになるのですか。

○樋詰政府委員 ただいまの御質問の意味をお聞き返してはなはだ恐縮でございますが、たとえば毎四半期ごとに交付金を交付するということにするのか、あるいは当年度当初に一年分ぽつきりやれというふうに定めるのかといったような意味でございませうか。——大休今のところは、その後さらに労働省と実際にはよく相談してきめたいと思つておりますが、一応毎四半期ごとに計画を立てまして交付するといふふうにした、そういうふうに考へております。

○滝井委員 今度援護会の経費に三億円出しておるわけでしょう。そうすると、それはこの事業が今年度発足するにあつて、一挙に三億円出すのですか。それとも分割して出すのですか。

○樋詰政府委員 この法律が成立いたしましたら、実際に援護会が発足するといふのは、やはり早くても今月中旬以降になるではないかと思ひます。それから具体的に若干内部的手続等を済ませまして、実務に入りますのはやはり一月早々、早くても年末非常には押し迫つてからというところになると思ひますので、今回の三億円ははば一・四半期分というふうに考へまして、これは設立に初年度経費もございまして、これは一度に交付するといふ格好でございまして考へております。

○滝井委員 そうしますと、通産省としては、一カ年を通じて援護会に十二億ぐらいの金を出すつもりなんですか。どの程度のお金を出すつもりですか。

○樋詰政府委員 三十四年度は御承知のように三億出しまして、国の金と合せて六億の事業をやりたい、こう思つております。三十五年度につきましては、これはこの前申し上げたと思ひますが、大体三十五年度とだけだけの要対策者があるかというように今関係各省の間で検討しておりますので、三十五年度の予算の作成の過程におきましてそれをききりさした上で三十五年度の数字はきめたい、そういうふうな考へております。

○滝井委員 どうも大事なところになつてくると石炭の基本政策からまづはつきりしなくなるのですが、第三条の労働大臣の職業紹介に関する計画と、四條の暫定的な緊急就労対策事業に関する計画、これとの関連は一体どうなつておるのですか。

○百田政府委員 第三条の職業紹介計画に関する計画と申しますのは、先般も御説明申し上げたと存じますが、その地域における炭鉱職業者の状況に應じて、しかも、これの他地域に対する就業希望、その中に、どの程度のものをどの程度という産業に職業紹介するかという計画を立て、同時に、そのした事業地につきまして求人開拓計画を立てるわけでありまして、そのもとの計画は、国の大きな事業なりその他につきましても、政府全体としていたしまして吸収計画を一応作り、それによりまして、直ちに他地域に就業できないもの、あるいはその行くにつれて、この職業紹介計画の十分なものにつきますのは、地元においてどの程度の緊急就労対策事業をするかというところが決定されるわけでございます。その場合に、他地域への就業を必要とするもの、あるいは職業訓練を必要とするもの、あるいは事業主が宿舎を必要とするものといったような事業の計画が出て参ります。それと一体になりまして援護会の計画を作る、こういうことにならうかと思ひます。

○滝井委員 援護会の仕事をやるのは、手当を出せばかりでなくて、宿泊施設の設置やら労働者用の宿舎を貸すというふうな計画が要るわけですね。それは何によつてそういう計画ができてくるかという、緊急就労対策事業の計画やら、職業紹介の計画ができて初めて車の両輪の関係で援護会の計画ができてくるわけですね。そうしますと、このもとの計画というものがきちつと立つと同時に援護会の計画が立たなければならぬ。援護会の計画が立つためには、国の一般会計からこれに何ぼかの金を注ぎ込み、整備事業団の納付金の中から交付金としてここに金が出てこなければならぬ、こういう関係になつてきているわけですね。そこで、この緊急就労対策事業の計画なり職業紹介事業の計画というものは、一体どの程度石炭の職業者が出てくるかということから問題が発端してくるわけですね。そうすると、回り回つて整備事業団の計画というものは、石炭のものと計画になつてくるわけですね。結局今の段階では、私が質問しておつても堂々めぐりになつて、池田さんのネックを押えていくところがはつきりしないために、ここから進まないのです。二、三日前からわつしやわつしや言つて、だいたい質問もしているのですけれども、なるべく早目にこらあたりをはつきりしてもらわないと、予算になつてからと言ふけれども、地方自治体はあなたたちのおっしゃる通りにその場限りの暫定的なものだけじゃないわけですね。道路工事とか電源開発とか住宅というふうな恒久

的な、少なくとも三、四年——今私の恒久的というものは三、四年です。そういう仕事をやるという場合には、あるいは千折をやるという場合には、あるいは今を今と立てておかぬと、これは自治体は大へんです。まず昭和三十五年年度になったら一体援助会に整備事業団は幾らの金を出すかという、これもわからぬといふことでは困ると思ひます。池田通産大臣、そこあたりは一体どの程度の金を出すつもりなのか。これは大臣も御存じの通り、実は私も整備事業団の内容をよく知つてゐるが、整備事業団は金はありませんよ。これはあとで私触れていきますがそんなにとんとん出す金はないのです。そうすると、今度三億出すのは、血のにじむような金を出してやるのじゃないかと思ひます。そうすると、来年度も幾ら金を出すということがはつきりしなければ恒久的な計画は立ちませんよ。これは今から来年三月までの計画なら立つけれども、今ごろから私はやはり三十五年度の計画はどういうふうにするかといふことを立てなければならぬと思ひます。一方では首切りが行なわれ、一方では七転八倒しておる失業者、離職者があるわけですから、ここらあたり池田通産大臣はどうお考えになっておられますか。

○池田通産大臣 私は今検討いたしてゐるのですが、滝井さんのような専門家でもおわかりにならぬ。だからこれは今後の石炭企業について労使の間でいろいろ検討されまして再建整備計画をお立てになると思ひます。しかし通産大臣としては、今御審議願つておるのは、現に存在する二万一千人、予備で

出したものですが、二万一千人の方に ついていろいろふうな緊急措置をとらなければいかぬといふので臨時国会で御審議を願ひ、一日も早くお気の毒な方々にあたたい手を出してあげたいといふのが私の考えでございます。それは来年度の予算はどうするかということ、石炭企業のあり方そのものの情勢によつて考えなければならぬから、今想を練つておる次第でございます。

○滝井委員 石炭企業のあり方というものは、今の段階では私はそう大きな変化はないと思ひます。大体大手の企業家たちが手の内を示したわけですから、三十八年度までにはとにかく六万人、職員を含めて七万人は首を切らなければならぬ。しかし年次計画は、三十五年は幾らで六年は幾ら、七年は幾ら、八年は幾らといふことは示しておりません。しかし三十八年度までの土俵は示したわけです。それまでは六万人、中小は三万七千人切らなければならぬといふことは示したわけですね。ただそれが妥当かどうかといふことについての検討の余地はあると思ひます。これはわれわれは妥当だとは思ひませんが、妥当かどうかというところについての検討の余地はありますが、整備事業団といふものが一体どの程度の金を出し得るかという財政上の問題といふものは——日本の石炭の出炭といふものは今五千万トンのちよつと上か下に動いてゐる程度ですから、納付金といふものはトン当り二十円を出すことにきまつておるわけですね。開発銀行の利子が六分五厘です。九分三厘と六分五厘の利子ではきまつておるわけです。出炭といふものは五

千万トン、下がったところで二百万トンがそこらだ。こういう形になると、整備事業団の財源といふものはきまつておるわけですね。そうすると、財源がきまつておるなら、そこから最大限幾ら出し得るかといふことは、何ぞ来年度の石炭の基本的な政策を待たんやだと思ひます。だからことし三億出し、たものが、どの程度のものを援助会に來年度の予算において出し得るか。こういうことは、入つてくる財源がきまつておるのですから……。

○通産政府委員 現在の石炭鉱業合理化法に基づき寄附金の徴収期間は、御承知のように三十六年八月までといふふうになっております。そこで御承知のように今までに約三百三十万トン買ひまして、年度の末までに三百五十万トンくらいまでになるだろうと思つておりますが、八十万トンから百万トン程度のもので三十五年度以降に買ひ取りが延びざるを得ない、こういうことになつておるわけでございます。そこでわれわれといたしましては、この次の通常国会には、今大臣がおっしゃいました石炭の基本的な線に關連いたしまして、合理化法の改正といふことも当然お願いせざるを得ないのじやないか、そういうふうにお考えしておりますが、とりあえずそれまでの段階といたしましては、現在きまつております三十六年夏までの納付金、それを一時ここで繰り上げて、それを担保にいたしまして資金運用部から金を借りてくるというところで三億円の調達をして、緊急に離職者の対策を要する方々に所要の救済の手を伸べたい、そう考えておるのでございまして、今後三十五年以降どれだけの金を事業団から出して、

どれだけの援助をしなければならぬかといふことは、石炭の基本政策との関連におきまして、別途法律改正によつて、徴収の期間あるいは方法といふものについても必要の検討を加えていきたい、こう考えております。

○滝井委員 それで問題はだんだんはつきりしてききました。三十六年の八月までの納付金を一時資金運用部から金を借りて、その中から三億円出した、こういうことになれば、三十六年の八月までには一体どの程度の出炭があるかといふことをおおよそ見込んでおらなければ、担保にして金を借りることとはできないはずですね。だから、三十八年まで言う必要はない。三十六年八月までに一体どの程度の出炭を見込んでおるかといふことがわかれればいいのです。そうすると、そこに納付金の額がきまつてきますから、その金は一体あなた方はどの程度見込んで三億円の金をお借りになったかといふことです。

から先よけに法律を延ばしたところ、今の法律の三十六年八月までの限界でものを考えたいといふ私は思ひます。それから先のことは、むしろそう大きな狂いといふものがくることはない。こうなりまして、来年度の三十五年度予算編成に当たつて、援助会に一体幾らの金が出るかといふことが問題だと思ひます。これから幾らか出ないことではないと思ひます。幾らしほり出せるか。すでに三億しほり出した。そうすると一体どの程度の担保力が出てくるかといふことは、すでに過去において三百三十万トン程度買ひ上げ、なおまた百万トン追加しておるから、三百三十万トン買ひ上げた実績によつて、大体どの程度の金が借りられるかといふことがわかつてくるわけです。そこで、そういう出炭ペースというのが現在のペースで、買ひ上げの実績にどの程度の金が必要。今すでに申し込んでおる炭鉱といふものの実態はおよそわかつておるのですから、そうしますと、援助会に幾らの金が出るか、私はわかると思ひます……。

○通産政府委員 現在の納付期間を延長しないのでそのまゝといふことにはいたしません、大体今回の三億円以上三十五年度に新たに出すという財源はほとんどないという計算になります。

○滝井委員 よくわかりました。そういう答えをしてもらへば一番いいのです。従つて今後援助会に、この法律が通つた後に整備事業団から金を出そうといふことになると、これは無理だといふことがはつきりわつたわけですね。そこで援助会と事業団との關係です。今援助会と事業団とは——さいせん私は触れましたが、移動資金と移住資金

との問題で一つの交流点が出てきてお
ります。ところがもつと大事な点は、
この交付金を援護会に整備事業団が出
すという財政的な結びつきがここに出
ておるといふことです。そうすると法
律の中には、職業安定所と援護会とは
密接に連絡をしなければならぬといふ
ことは四十一條等に書いてあります。
ところが整備事業団と援護会との密接
な連絡と申しますか、仕事の有機的な
連絡と申しますか、そういうものはど
こもないのです、これは一体どうい
うことなんでしょうか。

○通産政府委員 整備事業団は通産大
臣が監督いたしておるわけでごさいま
す。それから今度の援護会は労働大臣
と通産大臣との共同管理のもとで、両
大臣が御相談になって大体どういふ
うにやうていくかといふことをおきめ
ては、これは通産、労働、両大臣の
御協議のもとに、われわれ事務当局が援
護会と事業団と両方の機能をかみ合せ
て、円滑に事を進めて参りたい、こう
思っております。

○滝井委員 そういふことになってお
ります、この法律の上では、円滑に
連絡をするといふようなことも何も書
いてないんです。書いていたくたつて
当然やることになるんでしうけれど
も、職業紹介所と援護会とは密接に連
絡してやらなければならぬといふこと
は書いてあるのです。ところが整備事
業団と援護会とは——あとで私だんだ
ん言つていきますが、非常に密接な関
係があることは、移住資金、移動資金
の問題でも明らかです。さらに炭住の
問題でも密接に関係しておりますけれ
ども、たとえばそこで事業を興す場合

には、その住宅がさつそく職業紹介に
おける施設にもなり得るわけですが、そ
ういふ点についての協力関係というも
のが、非常に私は必要だと思つてい
ます。三億円の金だけでもあつておつて、
あとは事業団は何も関係がないといふ
わけにはいかぬと思つておる。非常に
関係があると思つておる。そういう点
が法案にははつきりしておらない。

それから労働省設置法の一部は、こ
の法律ができることによつて改正をさ
れておるんですよ。ところが通産省設
置法の一部改正といふものは出ておら
ぬわけですが、これは立法技術上の問題
になります、これはどういふ理由で
すか。

○通産政府委員 まず前半の問題で
ございまして、事業団と援護会が実質上
非常に密接な関係があるといふこと
は、御指摘の通りでございます。しか
しこれは実際上、そういう関係があ
るといふことでございまして、たとえ
ば援護会と職業安定所あるいは職業訓
練所といふものは、とにかく法律上特
殊の関係を保持しておる。職業訓練も
現在職業訓練所で行なわれておる、そ
れに対する橋渡しをここでやる、いろ
いろな関係等もございまして、書い
たわけでもございまして、実質的な関係
にとどまる事業団と援護会の関係は、
事実上の両大臣の緊密な意思の疎通が
あれば十分ではないかといふことで、
法律に書かなかつたわけですが、

それから通産省設置法についてで
ございまして、これは各省の設置法をど
らんにならばすくおわかりになると思
います、通産省の方は非常に抽象的
に大まかに書いてございまして、特
に今回援護法に対する監督といふよう

なことをいわなくても、大体従来のま
まで読めるというふうな、非常に抽象
的な、概括的な規定になっております
ために、現行のままで特別の改正を加
えなかつたわけでありまして。

○滝井委員 実は私それを研究して
みたのです。法制局へ行つて尋ねてみ
たけれども、どうして通産省が通産省設
置法の一部改正法案を書かないのか
よくわからない。労働省は書いてある
わけですが、通産省設置法を読んでも
す、なるほどあなたのおっしゃるよ
うに、非常に抽象的になっておるとい
うことはわかつたのです。ところがこ
れは通産行政とは別個のものなので
す。通産行政から離れた指導のことを
やるのです。石炭の労働者ですから、
石炭の労働者ではないわけですが、そ
ういふものをやることは、やはりきち
んと通産大臣の権限のもとに行つて
なわなければならぬ。何かあいまいも
こたう状態で、責任の所在がぼやける
おそれがあると思つておる。それで
おそれがある、何かこの法律は、も
と石炭の基本的な政策に関連をし
て、われわれこれをやると思つてい
たところが、いつの間にか労働省に行
ちやつて、そして通産省の方は何か
客さんみたいな格好になっておるの
は、けしからぬじゃないかといふ人が
おるのです。そういう注意をする人が
おつたのです。なるほどしうと見た
ら、そういう感じがする。私もそう
いふ感じがしたのです。これはやはり、
通産大臣と労働大臣の共管という
な、もう少し通産省の方に、離職者
に関する援護会といふようなものは
おれの方でもやるんだといふことを、
きちんと書いた方が責任はつきりして

ような感じがした。これはそういう感
じがしたといふことです。

そこで整備事業団に具体的に
入るわけですが、御存じの通り整備事業団の
やつておる事業といふものは、炭害復
旧事業に非常に重大な関係を持つて
おるわけですが、それは整備事業団が炭
害復旧を買上げた後に、第一義的に
行なわれるものは炭害復旧です。ところが
この復旧がもはや現時点においては進
まないといふことです。非常に買い上
げの業務が進行しない状態が出てきて
おる。これはなぜかと申しますと、い
ろいろの点がありますが、一番の問題
は、炭害復旧の炭害を整備事業団が
買上げますと、整備事業団と炭害復
旧が連帯責任になるといふことです。
問題はここなんです。従つて買い上
げの業務が終つてしまつて、あそこ
から炭害の問題が出てくるわけ
です。炭害問題といふものは、炭害地
帯における失業対策事業をやる一番大
きな事業です。ところが炭害復旧を
やるそのもの、仕事は片づかないた
めに、炭害復旧の事業がでけないとい
ふ事態が起つておるわけですが、それ
はなぜできないかといふと、整備事業
団に金がないからなんです。御存じの
通り、今整備事業団では納付金と開
発銀行の利息が金がない。国がこれに
一銭も金を出しておらぬ。あるいは開
発銀行の利息が国が出したといふこと
になるかもしれないが、自由になる
金がない。こういう点に、すでに事業
の進捗をしないといふ隘路が出てお
るわけですが、従つて今のままの事業
の姿では、買い上げ業務が進まない。
炭害地帯における失業対策事業は、炭

害復旧といふものが今後相当大きな比
重を占めることになるわけですが、そ
れが進まない、こういう形が出てきて
おる。一体整備事業団の買い上げ業務
がうまく進捗していくためには、今の
ままでのいかどかといふことです。

○池田国務大臣 今のままだではい
けません。それは今まで二十円取つて
おつた分は、おおむね買い上げをや
つておつたわけでありまして。従つて
今度新たに離職者に対して事業団が金
を出すといふことになりました、こうい
う問題も石炭問題と関連して考えな
ければならぬことと申します。いろいろ
な点がございまして、この法律を早
く施行して、そして状況を早く見た
いという気持ちもあつたのですが、来
年度の予算に間に合わないかも知れ
ません。従つてわれわれとしては、一
応の目算をつけてやるのでございま
す。何と申しまして、もう一回重大な
ことでございまして、今度やりま
したような、あるいは予備金という
手もありました。それから今回は三
億、円ずつにいたしておりましたが、
永久に国と事業団が半分々といふわけ
のものではないのでございまして、い
ろんな点があるのではありません。わ
れ石炭業の離職者に対して十分な、
できるだけの措置をとりたい、こう
研究しておるのであります。

○滝井委員 そういふと大臣は、整
備事業団の根拠をなしておる石炭業
の臨時措置法といふものを改正をし
て、そしてトン当たり二十円取つて
おる納付金と開発銀行の利息以外に、
国が一般会計からこの整備事業団の
事業を円滑に運営するために金でも
入れるといふお考えですか。

○池田内閣大臣 今私は、事業団の方
に一般会計から入れるという約束はで
きません。しかしいろいろな点を考
えて——あるいは施行期間を長くして前
借りする手もありましょう。それから
また、九分三厘と六分五厘の差につ
きましては、お話しを通り、どっちが
出しておるかという疑問の点もござ
います。しかしこれを石炭業者の方
から事業団へは自分が出さなくてもいい
ということになった場合に、二十円を動
かすかどうかということは、やはり根
本的な問題でございすけれども、一
つの要素にもなりましょう。いろいろ
な点があるので、私は今一般会計から
どうしようとか、三億というものをど
うとか、あるいは御承知かも知れま
せんが、経済団体が一億円の寄付をす
るやに私は聞いております。いろいろ
な点がありますので、これはとにかく
く、あてもない、こうでもないとい
うことももちろんございすが、でき
るだけのことを考えて、措置いたした
という考えでございす。

○滝井委員 少し専門的になります
が、さういせん私が申し上げたように、現
在整備事業団というものが、炭鉱を買
い上げて、これはもとの炭鉱権者と
連帯責任になるわけです。そうします
と、買い上げてもらったもとの炭鉱権
者、炭鉱業者というものは、親方日の
丸で、整備事業団があるというので十
分被害を片づけず、整備事業団に入
ってしまふわけです。そうしますと、整
備事業団は、買い上げ代金の中から鉱
害の金を目算してとっておいたわけ
です。ところがそのとおった被害の
金で足らなくなつておるわけです。そ
うすると、今度は出す財源がないわけ
です。こういう問題が現在出てきて、
それは一体どこに財源があるかとい
うと、財力のない炭鉱を買わなければ
ならぬという無理がそこにあるわけ
です。無理がきいておるが、納付金と利
子だけの金でこれが十分まかなつて
いけるかという、まかなつていけな
いので、事務が停滞するわけです。そ
れはどうしてかという、連帯責任と
いうところに問題がある。そこでこの
連帯責任を切ろうとするならば、これ
はどこで切るか、結局さういふ力のな
い炭鉱権者の持つてゐる炭鉱というも
のを整備事業団が引き受けずして、こ
れは臨鉱法の六十六条でやたらとい
うのは何かという、困がやるとい
うこと。さうしますと、失業対策事
業全部進捗していくわけです。これは
法律六十六条で、無資力のものにつ
てはやるというところになつてゐるわ
けです。ところがこの六十六条という
のは、今まで伝家の宝刀で、あまり使
われていないのです。これをこの際こ
の石炭企業の難関に直面をして、な
かなか業者からの納付金を取り上げると
いうことは問題だ。納付金を出さぬ
やつてくれとか、あるいは利子やを何
とかしてくれというより、いろいろ
な要望が石炭業者からあります。現在
法治国家の法律である六十六条とい
うものを活用して、積極的に鉱害とい
うものについて国が乗り出していくとい
うことを考えると、相当財政的な余裕
が出てくるわけです。これは一般会計
から金を無理に入れなくて、自然に法
律を奨励する形で出てくるわけだ
が、この点どういふ工合にお考えに
なつておりますか。

○樋口政府委員 いろいろな点につ
きましての御質問があつたわけござ
います。まず連帯責任、これがいいか
どうかというより、これは、これは申
し上げるまでもなく、炭鉱法自体の問
題にもなり、これを論じていきます
と、行く行くは、現在の先願主義が
能力主義がいいかというところま
でさかのぼらざるを得ないというこ
とになります。この難関の援護を当
面の主務とする法律、あるいは非
能率炭鉱の買い上げというものを主
務とする事業団といったものの機能の
関係において、いきなり連帯責任を云
々するところまでは、ちよつと法
的に進められないのじゃないか、これ
は別炭鉱法の根本的な改正を現在
やつておられますので、さういふ際
にその方面で検討するべき問題だ、そ
ういふふうに考えております。

それから臨鉱法の六十六条で、結
局国と県とで半々ずつ金を出して処理
したいのじゃないかというお話で
ございますが、これは無資力というも
の認定が非常に困難でございす。た
とえば裁判所で破産の宣告でも受け
れば、これは確かに無資力ということ
なるのでございす。ところが、さうで
ない、とにかく確かに会社は一応ほと
んど破産状態みたいになつてゐる。し
かし御本人は隆々として、法人的にい
ろいろな仕事もしておられるといつ
たような場合が大部分でございす。し
た、実際に、一体無資力かどうかとい
うの認定が非常に困難なために、わ
れといたしましては、従来、裁判所
で破産といったような宣告でも受け
れば、それは一応法的に無資力が認定
されたということで、復旧に国と県で
半々ということをやつていきたい、こ
う思つておりますが、それ以外の場
合につきまして、軽々な無資力認定
といふことは、それをやりますと考
へて、援護会だつて、離職者だつて、
また、全国民の負担において自分の
やつた被害の跡始末をしてもらつて
いて、そしてきれいなやつた炭鉱
は残つていくというふうなおかしな
格好にもなりかねない。そこでさう
いふ場合に、無資力認定で復旧した
炭鉱の始末をどうするかといふた
ようなこともあわせ考へる必要がある
のじゃないかと考えますので、これ
もさういふ意味で、基本問題につな
がる問題として別途検討していただ
きたい、さういふふうに考えてお
ります。

○滝井委員 実はその点の基本的な考
え方は、長年自分が使つておつた労働
者を自分の都合が悪いといつてぼん
と首を切つて、そして今度はあとのし
りぬぐいは国でやりなさい、こうい
うことなんです。人間については言
つておつて、自分の鉱区の被害につ
いてはといふわけにはいかぬと思つ
て。人間については、今国が法律で作
つてやつておるのですから、被害も、
臨鉱法なり特鉱法を作つて国がやつた
のです。ところが臨鉱法や特鉱法、合
理化法では、臨鉱法の六十六条以外
は今法律がないのです。これを動かす
以外にその被害地が救えないとす
れば、これを動かす以外にはないと思
つて。結局、今整備事業団の業務とい
ふものは行き詰まりつつあるのです
から、行き詰まりを打開するためには、
今の日本の立法的な措置を新しくや
らないとすれば六十六条以外にはない
じゃないかといふことを言つておるわ
けです。さうしないと、その地方にお
ける失業対策その他も進みませんよ。
さういふことを失業対策の面から言
つておるのです。これは整備事業団
だつて、援護会だつて、離職者だつ
て、みんな循環論法ですよ。みんな
関係があるのです。援護会には事業
団が三億金を出しておる、この三億
金は、炭鉱事業主が出した金なんです。
そこに援護会が救う労働者は何か、
これは炭鉱企業家がおつぱり出した
労働者なんです。この問題は、い
づれ根本的な政策ができたときに
やります。もう一つの例として、た
とえば整備事業団が非常に困つて
ゐる例で、失業対策に役立つのは
ボタ山です。現在ボタ山は、私
ちよつと調べたところでは、今事業
団の持つておるボタ山が三百個くら
いあります。ところが、これは探鉱
がやんだボタ山ですから、災害が
あれば山くずれがある。そしてそ
れが民家や田地畑に及んで非常な
被害を起こしてゐるわけなんです。
さうしてこれがほつておると、い
ろいろボタ山からそのボタをとつ
て洗炭その他をやられるといふこ
ともあり得るわけです。あるいはシャ
モットにとられるということもあり
得るわけです。そこでこのボタ山に
砂防工事をする、あるいは植林をす
る、意見が相当現地では濃厚です。
ところが砂防工事をやつたり、植
林をやるだけでも莫大な失業対策
になる。整備事業団にはその金が
ないのです。三億の援護会に出す
金があるけれども、現実の現地に
おける整備事業団の本来の仕事
をやる金がないといふ

のが今の姿なんです。だからこういう点こそむしろ私は整備事業団が金を出すところがないならば、一般会計から植林の形でやる、そうすると材木というものは国の財産にしておいた方がいいです。たとえば村の共有林に国が補助金を出して国有林とか県有林を作つて、半分は地元にあげます、そのかわり半分は県だというふうな法律もあります。だからこういう点は、あなた方ボタ山を一体どう考えておられますか。

○樋井委員 樋井さんが幾らやらせたかということも、現地は金がないので、それだけやる予算を全然とつておきません。今整備事業団がずいぶんたくさん炭住を持っておりますけれども、炭住の管理もよくやつておられます。炭住の管理人を、もとの職員一人置いておるだけです。それも広い範囲を受け持つてやつておるといふ形でしょう。だから、これはやはりそういう点に予算を出してやれば、失業対策事業というものは、現地でそばにころがつておるのです。そういう点の金をもう少し積極的に出すためには、やっぱり一般会計から出す以外に方法はなないのです。これはもう少し積極的に、整備事業団というものにまかせずに、政府が積極的にそういう点に金を出して、一つ国土保全の意味から私はやるべきだと思ふのです。

次に根本的な石炭対策の問題に入りますが、どうも政府の根本的な石炭対策というものが出ていないので、池田通産大臣の答弁、なかなか隔靴掻痒の感があつてうまくいかないのです。が、端的に私はそのものずばりで一つお答えを願ひたいと思ふのです。この前私は、日本の石炭産業というものが重油に押されておる、その過程においては、重要な国の基幹産業である燃料というものを通じて、だんだん日本の経済というものが外国の資本に隷属をしなければならぬという形が出てきておるといふことを指摘をしたのです。日本の石炭産業は今までは、たとえば雇用の問題が大きくあつたために、雇用をたくさん吸収できておつた点で石炭産業をささえておつたのだと思ふのです。それからもう一つは、石炭政策、そういう意味もあつて、政府が保護政策を明治以来長い間とつてきつておつた。それから世界の石油の貯蔵が必ずしも明白に確認をされていなかった。ところが最近石油の埋蔵量が三百五十億トンぐらいあるというふうなこともわかつてきました。そして

一年十億トンぐらいの石油が出ておりますが、だんだん事態が変わつてきた。こういうところから非常に石炭産業の悲惨な状態が出ておると思ひます。この際私は池田通産大臣にずばりそのものをお答え願へば、そこからは具体的な対策が出てくると思ふのですが、現在石炭が重油より割高であるという理由は、一体何と何なのかというところなんです。

○池田通産大臣 割高であるのは何と何であるかという御質問でございますが、これはいろいろな点で、出てきたところが高いというのであります。いわゆる原価が高い、原価は何で構成するか、それは採炭についての費用が違ふ点もありまして、運搬の点もございまして、いろいろな点があると思ひます。

○樋井委員 原価が高いということ、あるいは運賃が高いということ、それをつつたつていけば政府の具体的な政策が出てくると思ふのです。原価が高いということとはなぜか。これは生産の条件が悪いということの意味するのだと思ふのです。日本で重油より石炭が割高であるというものは、これは生産の条件が悪い。一体生産の条件のどこが悪いのだ、こういうことに私はなつてくると思ふのです。そうしますと、それは日本の筑豊炭田、典型的なものでいえば筑豊炭田というものは、縦坑一本掘りにしても五十億も六十億もかかる、古くなればだんだん坑道が長くなる、こういう老朽化の問題があるでしょう。これは生産の条件が悪いということに明らかになつてくる。それから労働費が割高に六割もその生産原価の中に占めておるとい

うようなことも一つの問題点に私はなつてくると思ふのですが、一体政府はその原価が高い、すなわちそれを言葉をかえて言えば、輸送の問題も出ると思ひます、あるいは鉱区の問題も出ると思ひます、それらの一つ一つをやはりここに出して、そしてそれに対する対策を政府は一体どう今後考えておるかというところの答弁、それを私はいただけたと思ふのです。それらのものを総合して、どれをとりどれを捨てるかということが政治の上における石炭対策だと思ふのです。そうすると、日本の石炭産業がきわめて生産条件が悪いというところは、これは現実的に石炭産業の危機になつた大きな病気の原因だと思ふのです。そうすると、この石炭産業の生産条件が悪いということについては、池田通産大臣は根本的な対策をやる場合に、一体どういふ点で直そうとおるか、こういうことなんです。原価が高い。これは端的に現われておるのは、生産条件が悪い。これは一体どういふ点で直そうとするのか。

○池田通産大臣 通産大臣が第一義的にこの山をどうせ、あの山をどうせ、ということとはございせん。(樋井委員「一般論です」と呼ぶ)だから、会社経営者が、労働の間にいろいろ相談の上で、この山は採算が合わなくなつたから廃山にして新しい鉱区を開発しよう、こういうことにも相なると思ふのであります。

○樋井委員 大臣御存じの通り、個々の山については、それは君の山は斜坑より縦坑の方がいいのだとか、あるいは石炭の炭層が浅いのか露天掘りの方がいいのだとか、これはいろいろ個々の山についてはあると思ふのですが、これは日本の石炭産業の一般論として、一体政府がこの際一般的なものとしてどう考えていくかということの問題だと思ふのです。それが端的に現れておるのは、日本の石炭産業の古い生産機構というものがあつたわけなんです。その古い生産機構というものを少なくとも重油と太刀打ちさせていくとするならば、すでに古い生産機構というものを全部つぶしてしまつていいかというところ、私はそれはいいけないと思ふのです。これはたとえば昭和十年ごろは、第一次エネルギー総量の六割は石炭であつた。ところがこれが昭和三十三年になると四割が石炭です。これは昭和十年から昭和三十三年まで約二十年かかつて、六割を占めたものが四割になつた。これは二割減つておるのに二十年かかつておるわけなんです。これは重油ボイラー規制法等で守られておるから二割で済んだのだらうと思ひます。ところがこれから十年――まあ安保条約も池田さんの政府は十年としておるわけですが、一応安保条約と同じように十年の期限で見ますと、その十年の期限をつけて一応石炭産業というものを考えた場合に、一般論としてそういうような古い生産機構というものを一体どういふ工合に直したならばいいのか。こういうことが当然政治の上では一般論として、政府の方針として出てくると思ふのです。それでその一般論の上に立つて、三井のこの山はこういう方法、それから三井のこの山はこういう方法、小さい中小の山はこういう方法というものが出てくると思ふのです。しかしやはり政府は一般的な方向として、生産機構の古い状態

の山についてはあると思ふのですが、これは日本の石炭産業の一般論として、一体政府がこの際一般的なものとしてどう考えていくかということの問題だと思ふのです。それが端的に現れておるのは、日本の石炭産業の古い生産機構というものがあつたわけなんです。その古い生産機構というものを少なくとも重油と太刀打ちさせていくとするならば、すでに古い生産機構というものを全部つぶしてしまつていいかというところ、私はそれはいいけないと思ふのです。これはたとえば昭和十年ごろは、第一次エネルギー総量の六割は石炭であつた。ところがこれが昭和三十三年になると四割が石炭です。これは昭和十年から昭和三十三年まで約二十年かかつて、六割を占めたものが四割になつた。これは二割減つておるのに二十年かかつておるわけなんです。これは重油ボイラー規制法等で守られておるから二割で済んだのだらうと思ひます。ところがこれから十年――まあ安保条約も池田さんの政府は十年としておるわけですが、一応安保条約と同じように十年の期限で見ますと、その十年の期限をつけて一応石炭産業というものを考えた場合に、一般論としてそういうような古い生産機構というものを一体どういふ工合に直したならばいいのか。こういうことが当然政治の上では一般論として、政府の方針として出てくると思ふのです。それでその一般論の上に立つて、三井のこの山はこういう方法、それから三井のこの山はこういう方法、小さい中小の山はこういう方法というものが出てくると思ふのです。しかしやはり政府は一般的な方向として、生産機構の古い状態

の山についてはあると思ふのですが、これは日本の石炭産業の一般論として、一体政府がこの際一般的なものとしてどう考えていくかということの問題だと思ふのです。それが端的に現れておるのは、日本の石炭産業の古い生産機構というものがあつたわけなんです。その古い生産機構というものを少なくとも重油と太刀打ちさせていくとするならば、すでに古い生産機構というものを全部つぶしてしまつていいかというところ、私はそれはいいけないと思ふのです。これはたとえば昭和十年ごろは、第一次エネルギー総量の六割は石炭であつた。ところがこれが昭和三十三年になると四割が石炭です。これは昭和十年から昭和三十三年まで約二十年かかつて、六割を占めたものが四割になつた。これは二割減つておるのに二十年かかつておるわけなんです。これは重油ボイラー規制法等で守られておるから二割で済んだのだらうと思ひます。ところがこれから十年――まあ安保条約も池田さんの政府は十年としておるわけですが、一応安保条約と同じように十年の期限で見ますと、その十年の期限をつけて一応石炭産業というものを考えた場合に、一般論としてそういうような古い生産機構というものを一体どういふ工合に直したならばいいのか。こういうことが当然政治の上では一般論として、政府の方針として出てくると思ふのです。それでその一般論の上に立つて、三井のこの山はこういう方法、それから三井のこの山はこういう方法、小さい中小の山はこういう方法というものが出てくると思ふのです。しかしやはり政府は一般的な方向として、生産機構の古い状態

○**滝井委員**　電気、ガス、鉄、セメント、機械工業、こういうものが結局石炭の用途に残る産業だということになりますと、電力やガスと石炭との結合と申しますか、直結と申しますか、いろいろ政策は当然私は考えられてくる

と思うのです。さいぜん大臣も九州なり北海道では重油に負けないのだとおっしゃるわけですから、そうすると電力や鉄、ガスにこれは何らかの形で結びつけなければいかぬ。鉄は当然外国炭、粘結炭との競争もありますけれども、現在いろいろ進歩して、ここ五年や十年は鉄を作る場合には石炭というものは絶対必要だと思ふのです。それから電気も、この前の計画では、昭和五十年には火力発電用には大体五千万トンくらいの石炭が必要ということになっていたのである。そうすると、ある程度重油に食われる分をマイナスにしても、これは大臣の言われるように相当使える。原子力発電というものは、この前電力会社の社長さんに来てもらって聞いたところでも、まあ十年か十五年先だ。こういうことになりますと、鉄や電気と石炭というものを一体政策としてはどういう工合に結びつけていくかというのですが、何か一つ御構想でもあればその片りんをお漏らし願いたいと思ひます。

○池田国務大臣 やはり現状から、いわゆる大手の消費者につきましては、生産者が直結いたしました長期契約をなすと同時に、輸送その他につきましても、消費者と生産者との間にいろいろ話し合ひ余地がたふさんあると思ひます。そういうことは石炭対策の一つの大きい要素に相なっております。

○滝井委員 そうしますと、現在、大臣としては、両者の結びつきというのは、鉄なり電力の業者というものが石炭業者と長期的な契約を結ぶ、こういうことよろうでございます。ただ問題は、現在、御存じの通り石炭と鉄、電

力の業者の間に不信感がただよつておるのです。たとえば電力会社に行つてみても、石炭会社のことを信用しない。景気がよくなると君たちはすぐ石炭の値を上げるじゃないか。不景気になつたら、頭を下げて買つてくれ買つてくれと言つてくるけれども、景気がよくなつたときにもとの安い値段で売つてくれるかという、すぐ値段を高く上げる。高く上げて、それではだめだということになると、すぐよそに持つていつてしまふので、われわれは仕事の計画が狂うのだ、こういう言葉をよく聞くのです。従つて石炭と電気の間には多く商社が入つています。これは結局流通機構の問題にもなつてくるわけですから、これは大臣もこの前おっしゃつておつたように、現在日本の石炭の銘柄は三千種もあつて、北海道で出た石炭がわれわれの福岡にやつてきて、そこでどこかの炭とまぜられて、今度はまた北海道に戻つていく、あるいはまた東京に持つてこられておるといふ、こういうばかげたことが行なわれておるのです。だから、今のうちに長期契約を結ぶためには、やはりそこに入つていける流通機構と申しますか、そういうものの合理化というものが当然必要になつてくると思ひます。これは今おやりにならなくとも、石炭の長期対策を通常国会にお出しになるときは当然おやりになるのでしうね。

○池田国務大臣 これもやるやらぬということは私は申し上げるわけにいきません、業者間のお話でございますから、通産省としてはそういうことが望ましいからということはおししたいと思つております。

○滝井委員 もう少しこういう離職者対策や何かに税金を出すというか、われわれも税金を出すのですから、私はむしろ積極的に石炭企業を指導していただく方がいいんじゃないかという感じがするのです。これはいづれ岸総理が来たときにお尋ねをいたします。

次に、日本の石炭産業の状況を見ると、多くは単独経営なんです。合理化途上の問題として、石炭のみが単独経営ですることの方が今後の石炭産業のあり方としていいかどうかという問題、これは大臣どうお考えになりますか。

○池田国務大臣 単独経営という定義はいろいろあります。

○滝井委員 例をあげて説明いたしますと、たとえばアメリカの石炭鉄業というのは鉄鋼会社と一緒になつていておられます。それからドイツで見ても、鉄鋼業あるいは化学工業とびつとくつていまして、ソ連においても鉄鋼と石炭はくつていまして、ヨーロッパでも鉄、石炭の共同体という超国家的な組織ができていくわけですから、こういう意味なんです。さいぜん大臣は、今後石炭の使われるところは、電気、ガス、鉄、セメント、機械工業だ、そしてそれは長期契約だ、こうおっしゃつた。そういうことの中に私は何かヒントがあるような気がするのです。ヨーロッパ諸国でも、石炭だけを石炭会社がやるのではなくして、そこには何か違ったシステムがある。石炭産業が悪くなればなるほど、石炭だけ、三井鉱山だけということになると、大牟田の東洋高圧からも三井合成からも三井銀行からも見放されてしまふという、いわゆる危険分散の度合いというものが非常に薄くなるという点

もあるんじゃないかと思ふのです。これはそういう意味で今後の産業政策の上に非常に重要な点じゃないかと思ふ。

○池田国務大臣 やはり各国におきまして産業のおい立ちの歴史が違つておられます。従ひまして、たとえば三井を見るならば、三井におきまして三井財閥が石炭と他の関連化学工業をやつておつた。また宇部興産なんかもやつておられます。しかし最も石炭を消費いたします電気、製鉄というものが、公益的な考えで財閥を許さないというふうな点もありました関係上、これは日本の軍国主義と申しますか、そういう関係上、おい立ちがいかないのであります。従つて、今それじゃどうかということになるますと、これまた一緒にするのには相手が悪いというふうないろいろな点がございまして、なかなかむずかしいのでございます。それはどちらがいいかというところは、いろいろ問題もございまして、一がいには言えません。たとえば、銀行経営なんかにしても、兼営銀行がいいか、商業銀行主義がいいか、いろいろ議論のあるところでございます。私は日本の経済発達の過程が今のような状況に相なつてきたのであると思ひます。それじゃこれを一緒にした方がいいかということにつきましては、なかなか結論は出にくいと思ひます。

○滝井委員 池田通産大臣の石炭政策に対する基本的な考え方は、今後石炭産業を縮小再生産に持つていくのか、それともこの際、危機ではあるけれども拡大再生産の方向に持つていくのか。

○池田国務大臣 私は合理的な拡大再生産に持つていきたいのであります。しかし合理的という前提がつかます。以上、経済を離れてむづかなことはできません。従つて拡大再生産に導くべくいろいろ合理的な方法を見出すように研究いたしておるのであります。私は、早い結論を出すならばお喜びになるかも知れませんが、早くてもよいも、将来のことでございます。それから、ゆつくり勉強して、おそくとも通常国会には、全体はできないかもしれないけれども、当座の対策につきましては処置いたしたいと思つております。

○滝井委員 いかにも申しましたが、徳川家康のように、鳴くまで待とうとトビゴスではどうも工合が悪いので、一つ通常国会までにはぜひ合理的な拡大再生産をやるような政策を出してもらうことを要望しておきます。

最後にお尋ねしますが、御存じの通り、石炭産業が非常に不況になつたために、石炭産業に関連する産業、鉄とかガスとかいう大きな産業でなくともつと小さな中小企業を中心とする鉄鋼業、それから炭鉱地帯にあるたぐさんの中小企業、たとえば、大きな問屋筋は、筑豊炭田の商店には品物をおろすな、あれは掛になつてしまふぞ、そして最近は大坂方面の大きな問屋筋がいろいろ銀行その他を機密裏に調べまして、信用状態、掛の状態等を調べて、なかなか商品をおろさないという状態も出てきているわけですから、こういう、いわば直接石炭産業に関連のある佐賀、長崎、福岡、宇部、福島等の中

小産業の対策に対して、通産省として
は何かお考えになっておりますか。

○池田国務大臣 これは、まずもとの
石炭業の繁栄を企図するよりほかにご
ざいませぬ。しかし、繁栄を企図しよ
うとも、古い山で役に立たぬというよ
うなときには、今のような整備により
まして、離職者に他に適当な職業を見
ていただくより仕方がないのでありま
す。それによって労働者が少なくなっ
て、中小企業ということになりまして、
また別個の考え方でいかなければなら
ぬと思ひます。

○滝井委員 それから、西日本の方の
新聞には大々的に出ましたが、遠賀川
の悪水の中に、六十万トンくらいの微粉
の低品位炭が入つておる。従つて、こ
れを一つ遠賀川の汚水処理公園とい
うようなものを作つて、途中に微粉パ
グを幾つか作りまして、それを一つ火
力発電に売ろうというような計画が相
当報道されたわけですが、これは調査費
か何かを計上するとかしないとかい
うことを聞いたのですが、この遠賀川の
汚水処理の問題については、大臣はど
うお考えになっておりますか。

○池田国務大臣 私は遠賀川の汚水処
理並びに直方、飯塚の方面に、未開発
と申しまするか、縦坑を掘つて、大々
的にやるという場合におきまして、一
つの所有者の山では足りないというこ
とに、たとえば住友と三井との山を一
緒にする、あるいはほかの鉱業権者の
ものと一緒にして縦坑を掘つて、これ
新たに開発ができるかどうか、こうい
う万般の問題等につきまして、あの遠
賀川周辺を調査してみたい。で、調査
費を本年度におきまして五百万円予算

をとりまして、調査してみようと思つ
ております。

新聞は見ませんが、遠賀川に沈澱し
ておる微粉炭、あるいは今後洗炭で出
てくる微粉炭等をどう処理していい
ならば採算がつくか、あるいはそれが
農地の灌漑にどう影響を及ぼす
か、あるいはこれを工業用水に使つた
ら、どれだけあの筑豊炭鉱の工場誘致
になるか等々の問題を検討いたして
みたいと思つておるのであります。

○滝井委員 今言われたことは、まさ
に筑豊炭田の立地条件を再編成する、
いわば総合開発的な構想になるわけ
です。現在筑豊炭田の一番の隘路とい
うのは、北九州と同じように、工業用水
がないということなんです。それは坑木
の他をとつたために、山がみんなさ
裸になつておるから、従つて、こ
れは今の筑豊炭田における深部開発の
問題、それから遠賀川の汚水の処理の
問題、それから同時にそこから出る工
業用水の問題、それから石灰石と低品
位炭との結びつきの問題、石灰石はた
くさんありますから……。こういう
いわば産業政策を関連せしめた総合的
な政策を、一つぜひ通産省で御検討に
なつていただきたいと思ひます。

これで最後になりますか、ポイラー
規制法その他は、またいずれ機会をあ
らためてゆつくり聞かしていただきま
すが、問題は、現在石炭産業の支出面
に当たる鉱産税、これは売り上げの
一割の鉱産税がかかつておるわけ
です。それから御存じの通り、坑道に固
定資産税がかかつておるわけです。も
ちろん整備事業団が買い上げるときに
は、坑道は相当高く評価しております
が、これは固定資産税が一・四%、千

分の十四かかつておるわけです。それ
から償却の問題もありません。こうい
う石炭企業に対する税制の問題、これは
池田さんは大蔵大臣もやられ、税務畑
の出身だし、一番得意中の得意な点で
すが、これはどうお考えになっており
ますか。

○池田国務大臣 立場が違いますか
ら、いろいろ申してもから鉄砲になる
かもわかりません。しかし私……

○滝井委員 個人的な意見でもけつこ
うです。

○池田国務大臣 個人的な意見とおつ
しゃいますから、個人的なあれで申し
ますが、しかし通産大臣として言つて
もよろしうございませぬ。石炭につ
いて、鉱産税につきましては私は軽減す
べきだと考えております。ことに中小
企業等の鉱産税は、他の事業税におき
まして中小企業を軽減しておる関係上
当然やるべきだ、軽減すべきだと思つ
ております。また石炭業自体がこうい
うふうな状態にありましますときには、
産税につきましても軽減することが、政
府としてのあたふたない措置だと自分
は考へておるのであります。それから坑
道の問題につきましては、いろいろ前
の問題がありまして、鉱区の償却とか坑
道の償却につきましてはいろいろの問
題がございまして、以前は坑道に対
しては固定資産税がかかつておりました
んから、償却の問題だけだったのだ
です。今は償却と固定資産税の問題と両
方が加つてきております。私は坑道
の償却という税法上の法人税法、所得
税法の取り扱いにつきましては、三年
ほど前に相当軽減をしたと思ひます。
しかし、それではまだ今の実情から
いって足りないであります。こと

に、今の三井とかああいふ大きい炭
の償却と、中小企業の償却とは、その
年数その他においてよほど違った方法
をやつておると思ひますが、もつとや
るべきじゃないかという気持を持つて
おりますし、地方税の固定資産税の問
題につきましては、今の実情から見ま
して、ああいふものを陸上の建物――
もちろんそれよりも低くしてあります
るが、もつと実態に沿うように軽減す
ることが必要であるといふことは、私
は個人並びに通産大臣としての意見で
ございませぬ。しかし、これは政府と
して申しますと、大蔵大臣並びに自治
庁長官に關係いたしますので、商工委
員会の皆さん方が一つわれわれと一緒
になって、今の坑道並びに鉱産税ある
いは法人税の軽減につきまして、声
大にしていただければ、私は非常にいい
ことだと思ひます。

○滝井委員 それでは私はこれで終
ります。最後の点だけ池田さんがは
きり言つてくれました。いづれ根本
な問題はまた機会をあらためて勉強
させてもらつて質問させていただきます。

○大坪委員長代理 蔵内委員。

○蔵内委員 滝井委員の質問でこま
かい点を大體網羅しておりますので、こ
の臨時措置法の具体的な内容、そ
ういふもので、まだ未確定な要素は
できるだけ除いて、基本的な問題で二、三
の点について質問をするようにいたし
ます。

第一に、この法案で対象として
炭鉱離職者という言葉でありますけ
れども、この離職者という言葉は、第二
条二項には、「離職した炭鉱労働者
であつて、現に失業しているか、又はそ
の職業が著しく不安定であるため失業

と同様の状態」という具合になつて
おりますので、「現に失業している」と
いうのは明瞭にわかりますが、「著
しく不安定であるため失業と同様の状
態」という言葉について、具体的にど
ういう状態をさしているのか、御説明
を願ひたい。

○百田政府委員 これは前回も御答
申し上げたと思ひますが、先ほどの職
業の安定といふことと関連いたしまし
て、逆のことになると思ひます。結局
実態によつて判断いたすことになら
うと思ひますが、何らかの就労はいた
しておつて、若干の収入はありまし
ても、社会通念上それが安定したと認
められないもの、たとえば具体的な例
で申し上げますと、行商をしてい
るあるいは内職をしておるとかいた
うなもの、これに入るのはないか
と思ひます。さらにまた、先ほど申
し上げたが、緊急失業対策事業に
就労しておる、こういふものにつ
いても、当然これは安定した就労とは認
められません。そういうものもすべて
含ましめる、こういうふうにお考へて
おります。

○蔵内委員 次に、今お話をあつた
炭鉱離職者という状態は、あとに出て
参ります援護会の規定の中にいろいろ
とまた制限事項がありまして、現実
には数字がかなり減つてくるわけ
であります。

〔大坪委員長代理退席、委員長着
席〕
たとえば何日以降離職した者である
か、その他いろいろな制限事項がある
ために、そういうネットの数はかなり
減つてくると思ひます。現実には本
法案は五年間の時限立法でありますか

ら、向こう五年間にわたつてこのよう
な状態になつていくの毒な労働者、
言いかえれば、いろいろな事由から発
生すると推定される者を全部含んでお
るという工合に理解してよろしゅうご
ざいますか。現在その状態である者
と、将来そういう状態になる者すべて
を含んでおるといふに理解してよ
ろしいですか。

○百田政府委員 その通りに私も考
えております。

○蔵内委員 そういたしますと、当然
現在すでに離職しておる者、それから
将来いろいろな事由で離職をする状態
になつてくる者、たとえば合理化法
によつて閉山していく者、それから経
営不振でやめる者、租賦権が消滅して
職場がなくなる者、そのほか今度の
企業整備というか、大幅の企業整備と
いうものの中に出てくる者、そういう
者も一応この範疇に入れていいのかど
うか伺いたい。

○百田政府委員 炭鉱離職者でありま
すれば全部入る、こういうことであり
ます。

○蔵内委員 そうなりますと、結局発
生を予想せられる離職者の数が問題に
なつてくるわけでありますが、その離
職者の数の問題を少し先に触れてみた
と思ひます。

この間から石炭局長あるいは安定局
長からお話の数字は、いずれも日経連
や石炭経協、こういう面から発表され
た数字であつて、石炭局あるいは安定
局自体が政府としてつかんでおる数
字、こういうものがはたしてあるの
か、ということはどういうことかとい
いますと、要するに将来の石炭のあり
方と直接に関連してくるわけでありま

すけれども、将来の石炭はやはり非能
率炭を整備して集約的に能率炭を開発
していかなければならぬということ
あるとするならば、当然そこから出て
くる離職者の数というものが予想せら
れるわけであります。この程度の、基
準以下の炭鉱というものは当然整理せ
られなければならぬという一定の基準
というものが石炭局あたりにも考えら
れていんじゃないか。そうして石炭
局あたりで非常に有効な能率炭の集
約的な開発が行なわれるとするなら
ば、将来にわたつてどの程度の炭鉱が
閉山をせられていくか、その程度は離
職者が出てくるかといふことは、監督
官庁であり、また炭鉱に対して財政投
融資をしていくという立場からも、当
然通産当局がつかんでおらなければな
らぬ数字じゃないか、こう思うのであ
りますけれども、その点、政府独自の
数字というものをもちになつていま
るかどうか伺いたい。

○樋詰政府委員 統計法に基づきまし
て、指定統計として生産動態統計とい
うのを毎月徴しておるわけございま
すが、大体その中に、各炭鉱におきま
してどれだけの労働者を雇い入れたと
か、解雇されたかといふことを報告さ
せることになつております。一応われ
われの利用しておりますのは、この指
定統計に基づく雇入れ並びに解雇の
数であります。ただその中で、はたし
てどれだけの石炭の前歴者があつたか
どうかといふことは、今の統計ではわ
からないわけございしますので、今度
の新しい法律の第四十条によりまして
もさらに報告を徴することができると
いうことになつておりますから、今後
は新法等を十分に活用してそのあたり

の実態をきわめていきたい、こう思つ
ております。

○蔵内委員 現在までに整備事業団に
よつて買取せられた炭鉱は、一炭鉱当
たり平均生産量を言うとき大体一・八万
トンくらいに整備事業団の調査ではな
るそうですが、生産規模別から言つて
大体合理化にかかつていく炭鉱とい
うものは、一万吨以下の炭鉱が半分
以上を占めてゐる。それからまた、今
度生産量の方からいいますと、一万吨
未満の炭鉱というものは、生産量の
総量から言つて非常に少ないわけ
です。大体三万吨ないし五万吨以上
の生産規模を持ち、生産量を持つ炭鉱
というものは、これは一応整備の対象
になつても、これはまた別な方法で開
発がある程度可能であるという状態に
なつてゐるものであります。そういう
ことを考えると、一応今まで整備事業
団で整備していった炭鉱の中から、あ
る程度の将来閉山の基準となるべき一
つの線が生まれてきやしないかと思ひ
ますが、その点のお考えはどうです
か。

○樋詰政府委員 現在の事業団の買い
上げの基準を変更するというようなこ
とにつきましては、いろいろ実態につ
いては調査しておりますが、今のところ
現在の平均の能率あるいはコストの
六割以下のものを買い上げというの特
に變更しなければならぬ積極的な理由
はまだわれわれの方ではつきりと確認
するまでに至つておりませんので、し
ばらく現在の基準でやつていきたいと
考へております。

○蔵内委員 今の合理化法の改訂せら
れた基本計画によりまして、買取した
炭鉱の一人当たりの月の出炭量は大体

二十三・五トンというものを基本計画
としては持つておられる。ところが現
実に、はるかに低いところに低迷し
てゐるために、合理化にかけなければ
ならぬという実態になつてゐる。ここ
ろがこういう基本計画が二十三・五ト
ンという出炭を予想されてゐるという
ことならば、これ以下の炭鉱は一応非
能率という見解に立たれるのか、そう
でないのか、この点はいかがですか。

○樋詰政府委員 今の二十三・五トン
とおっしゃいますのは、どの部分のこ
とをおっしゃつておられますのか、基本
計画の四十二年度のあれでございま
すね。これは四十二年度の基本計画
において二十三・五トンということ
でございしますし、現在買つておるもの
は十トン程度のものである、こういう
ことでございします。そこでわれわれ
は、従来は大体四百三十万トンという
既存のものを買い、さらに二、三百万
トン程度非能率と目されるものは残りや
しないかと思ひましたが、その中の半
分くらいは自分たちが努力して能
率炭の方に体質改善をやるであらう
し、あとの半分くらいは事業団自体で
買うだけのあれもない、ほんとうに終
期の。御承知のように事業団は五年以
上の残量がなければ買わないというこ
とになつてゐて、そういう資格に欠け
るものも百万トンくらいあるというよ
うなことから、大体四百三十万トンく
らい買えばそれで一応非能率の要措置
のものは済むのではないかと、いうこと
で四百三十万トンということにきめて
いただいたのであります。さらにそ
の後石炭の不況の深刻化等に伴いまし
て、今その根本的な見直しをいたして
いるわけでありまして。

○蔵内委員 それから本法による離職
者対策といふものは、結局石炭産業の
将来にわたる恒久対策と密接な関連が
あり、どういふ計画が策定せられるか
といふことによつて実際に内容はかな
り変わつてくるのじゃないかと思われ
るのですが、この恒久対策の内容につ
いては、今の大臣のお話でもまだ未確
定の分が多分にあつて、今質問の段階
でもないやうでありますからしばらく
省略するといひますが、大体の目途
としては、策定せられる時期はいつご
ろであるか。ということ、いつごろ
まで一応軌道に乗せようとなつて
おるのか。換言すれば、失業者がこれ
以上発生しないと思はれる段階になる
までには、大体どのくらいの年月を予
想せられるか。

○樋詰政府委員 総合的なエネルギー
計画につきましては、ただいま経済企
画庁において取りまとめて、再検討い
たしております。大体年度内、結局
三月くらいには何とか結論を出したい
ということ、関係各省もそれに協力
いたしております。なお、われわれと
いたしましては、その三月までという
ことでなしに、先ほど大臣からも答弁
申し上げましたように、通常国会で少
なくとも石炭について二、三年間
の必要な措置については十分な予算措
置あるいは立法措置といふことにつ
いて、国会で御審議願へる程度の資料は
整へたいということ、事務的には大
いに努力をいたしておる最中ござい
ます。

○蔵内委員 この法案は一応五年間の
時限立法にせられましたが、大体当初
十年間の時限立法であつたのを半分の
五年間に短縮せられた。そういうこと

から考えても、相当な離職者を消化していく自信があったのじゃないかという工合に考えるのですが、その点はいかがですか。

○百田政府委員 ただいま合理化計画との関連のお話もございましたが、われわれ一応この法律で対象としたておりまして、今日までの状況におきまして、炭鉱の買い上げないしは中小炭鉱の閉山、休山によって相当数の離職者が発生してきておる、そういう状態を頭に置きまして、今後こういう状態が続くのではなからうか。しかしながら、合理化計画あるいは国の施策もそれに加わりまして、相当数の離職者が短期間に出るということになりますれば、これ以上の措置もあるいは考えなければいかぬと思いますが、現在においてはそのような措置で考えておるわけでございます。従いまして、この五年間という期間も、五年間のうちにはこの対策をもって処理して参りたいという考えでございます。

○蔵内委員 五年間に消化できないときには、この法律案を延長せられますか。

○百田政府委員 五年間において特別の対策をとる必要のない状態にいたしたいというつもりでございます。しかしながら、事情の変化によりましては、この法律を延長するのがあるいは強化するのとかという問題は残って参ると思ひます。

○蔵内委員 現在の離職者数は大体二万少し、それから今後石炭産業の企業整備を徹底して参りますと大体七万ないし八万くらいは離職者が発生してくるというこがいはれる反面、自然減耗がやはり毎年二万余りずつ出てく

る。従って新規採用を控えればある程度のところに数を押えることができるという考え方も一つあるのですが、炭鉱のように職種がさらに複雑多岐に分かれておるところでは、炭鉱経営自体が相当合理化されていくに限り、新規採用によって離職者の数を抑えていく、新規採用を抑えることによつて内部で調整していくというこは、現実には不可能ではないかと思ひます。そういうことで、将来もまた多数採用し、多数離職をしていく状態が繰り返されていく、離職した者自体の失業の質といふものはますます悪くなるというこがどうも感じられる。といひますのは、現在すでに整備事業団が買い上げで、未処理のまま炭住に住んでおる離職者が、当時全国で二十六カ所あつて約六千七、八百おつたやうであります。その当時に完全な失業状態にあつた者が大体四〇％くらいであつた。それが現在では二千人程度に居住者の数は減つてはいるけれども、離職者の比率といふものは五〇％以上にふえておる。そういうことで、多数の者は炭住をだんだん離れていく、実際には産炭地から遠ざかつていくけれども、産炭地に残つた失業者の質といふものはるかに深刻な状態になつてきていく。そういうことから考えますと、どうしても離職の発生初期において救済していかないと、よけいな経費もかかるし、あとの処置が非常にめんどろになると思ひます。そういう意図においてもやはり年次の失業者の発生推定数の把握ということと就労計画といふものの策定を非常に期待するわけでありまして、今後の問題といひまして、今後企業整備によつ

て比較的年少構成の若い離職者が多数に発生してくるというこになります。と、現在あるいは将来、中小企業の老朽炭鉱から出て参ります失業者、こういう二つの新旧の失業者が競合してくるこになる。こういう新しい、やがて発生を予測される離職者と、現在すでにある離職者との競合をどういう工合にやつていかれるか、その構想について少しお話をいたしたい。

○百田政府委員 ただいま先生のお話の通り、できるだけ早期に職業の転換を講じてやるということが私も一番大事なこであると思ひます。そこでわれわれといひまして、できるだけ失業保険の受給期間中にこれらの職業あつせんが成功いたしましたやうに努力いたしておるわけでありまして、現実の問題といひまして、失業保険を支給中の者は、やはりそのうちには何かしらいい仕事があるのじゃないかといふやうなこで、なかなか動かないのが現状でございます。先ほど申し上げました職業紹介の現状から申し上げますと、ほとんど失業保険の受給期間の満了者あるいはそれ以前に満了した人たちが参ります。先生の今のお言葉をかりますれば、質的には相当長い期間失業しておつた人たちが多いわけでございます。その点に非常に困難を感じておりますが、幸いにいたしまして、年令的には二十才代から五十才までと相当広範囲にわたつております。

そこで新しい失業者、それから旧失業者の競合をどうするかというお話でございますが、この点は安定所として、その者の能力をそれぞれに応じましての職業紹介を考えなければいけません。

んが、特に今回緊急就労対策事業といつたやうなものを計画いたしましたのも、その者の労働力が一般失対その他にやむを得ず落ちていつて、磨滅してしまふといふやうなこでないやうなことを配慮いたしまして計画いたしたわけでございます。できるだけ早期に職業相談をするこによつて職業紹介をしていくといふこに今後一そう努力いたしたいと思ひております。

○蔵内委員 今後企業整備によつて発生を予想される新しい離職者でありますが、これについては、これが経営者の首切りによる場合と、あるいは炭鉱の必然的な宿命として、非効率炭鉱の整理という形で発生する場合といふことを問はず、結局やむを得ずといふか、不可避的にそういう失業者が出てくるというこであるならば、やはり現状から、今度の援護会の業務といひますか、この法律案の趣旨について炭労にも協力を求めるこが必要である。炭労は常にこれを一つの首切りの正当化の手段というふうに理解して参りますから、そういうこを避けるためにも、また離職した者を、現在ある古い離職者のやうな転落した状態にまで陥らせないためにも、PRが非常に必要ではないかと思ひますが、そういう炭労に対する一つの啓発といひますか、PRについては、どういう工合にお考えですか。

○百田政府委員 特に炭労に対してどういふこは現在のところ考えておりませんが、できるだけこの趣旨を理解していただく。それからまたこの法律全体をいたしましては、炭鉱離職者のすべてを対象にいたしておるわけ、ただ援護会の業務のうち

二つ、移住資金の問題と訓練手当の問題を、援護会の業務の性質をもちまして、通常の人の通常の場合以上の手厚いものをやるわけでありまして、石炭産業にできるだけ貢献したものと

いうこで、これだけはしほりをつけてございまして、その他の職業紹介、職業訓練ないしは緊急就労対策事業あるいは優先雇用といったやうな問題は、すべての炭鉱離職者について適用されるものでございまして、われわれとしては、できるだけその点あたたいと思ひます。この法の運用に当たりたいと思ひますし、またそういう趣旨は広く世間に知つていただきたい、こういうふう

に考えております。

○蔵内委員 それから、これは大手よりも特に中小の場合に顕著に出てくる現象なんです。離職者が急速に転落をしていく原因として、離職者が離職をする直前の状態が、すでにきわめて不安定な、離職と全く変わらぬ状態に置かれておる。要するに経営者は数カ月前から賃金を未払いにして、従業員との交渉にも全然応じないといふやうな状態で推移して、終つたときにはもう何もなかった、実際整備事業団と経営者との話し合ひが済んでいたといふやうな状態になるのが、大体中小炭鉱の場合の一般の状態なんです。そういうこで、原則として整備事業団が買い上げる炭鉱は、経営者と労働者が協議して、参りて納得のいくものについてだけ対象として、まず未払い賃金を先に払うといふこに建前はなつておる。そして現在すでに買取代金から支払われた未払い賃金といふものは、一億五、六千万円になつてい

いのが非常にあるのではない。大部の場合、労働者の泣き寝入りの形で未払い賃金を処理されておいて、本来の形では支払われていないという状態にあるのじゃないかと思うのですが、実態はいかがでしょうか。

○通詰政府委員 事業団の買い上げました炭鉱の申し込み以前までの未払い金につきましては、大体今先生御承知のように、申し込みの日までの未払い賃金について、六カ月を限度として優先的に払うということになっておるわけでございます。これにつきまして、たとえば国税あるいは地方税といったような公租公課の徴収率が、返済率が三割、それから開発銀行その他市中銀行への返済が二割というもののうちで、未払い賃金だけは大体今までの実績で八七〇というふうに、非常に高率を示しているわけでございます。ただ問題は、事業団に申し込みをしたときにはほとんど未払い賃金はなかった。ところが申し込みから実際に買取りの契約ができるまでは、相当の期間かかるわけでございますが、その申し込み後に賃金をさっぱり払ってくれないといったようなものが出て、そのために非常に労働者が泣かされておるという事実は、先生の今御指摘になった通りでありまして、これはわれわれ非常に困ったことだと思っておりますが、現在の建前では、債務全体が大体において非常に大きい。しかもそれを担保する財産の方は比較的少ないという関係がございますために、全体の債務者に対する返済と、未払い賃金と、どういふふうなかね合ひで、どっちをどう優先させるかということになると、やはり申し込みの日までくらくらいに

一応確定して、その分は一番優先するんだということをとらざるを得ないというふうなことで、今申し込みで押えておるわけでありまして、確かに非常に一部の悪徳の中小炭鉱あたりに、先生御指摘のような例もございまして、このあたりの事情についてはよくわれわれも調べてみたいと思っております。

○蔵内委員 事業団が買取する物件を大きく分けますと、鉱業権と鉱業施設と二つに分かれますが、この買い上げの基準が安きに失しておるといふ非難といえますか、批評を聞くのです。この点について石炭局長いかがでございますか。

○通詰政府委員 われわれの方は決して買いたたきというふうなことで非常に安く買っておるというふうには思わないのでありまして、簿価を参照いたしまして、一々評価基準に従って評価いたしておりますので、むしろ一般公売の場合に比べまして有利に買っておるのじゃないか、そういうふうには思っております。

○蔵内委員 整備事業団で持つておられる資料に基づいても、大体時価よりも少し高目に買っておるのには確かなようです。ところが現実にはかなり鉱業権者には有利に解決してやっても、特殊な、非常に内容のいい、借金のない経営者、あるいはいわゆるボスの経営者といわれる、会社の経理内容の皆目わからないような一部の経営者を除いては、ほとんど鉱業権者に金が残らないというのが実態ではないか。それは一体どういふところに原因があると思ひになるのか。

○通詰政府委員 まず第一に鉱害が多いということ、借入金あるいは未払い金といった債務が多いということのために、相当いい値で買っても、鉱業権者には金が残らないという格好にならざるを得ないわけでありまして。

○蔵内委員 そういふことで、現実には炭鉱の借入金というものは非常に多い。これは整備事業団の買い上げ価格の四十倍も借金を背負っていた極端な例があったそうです。そういうことは中小では一般の情勢になっておるのですが、大手といえども必ずしもその例外ではないと思ふのです。現実には今の大手炭鉱の財政面というものを実質的に検討してみても、かなり大きな借入金をかかえておる。しかも高利で相当短期間の借入金をかかえておる。こういう傾向であつて、最近長期借入金も減少して、自己資本がふえておるすけれども、再評価額と金というものを引いてみると、実際に炭鉱の財政というものは必ずしも大手でもよくなつておるとは考えられない。これを根本的に解決する方法というものは、やはり国家資金を大量に、しかも長期に投入する以外にないのですが、今通産大臣のお話で、炭鉱に対する開銀の融資も考慮せられておるというのを言われ、大へんけつこうなことだと思つていますが、実際現実に今大手、中小に出ている開銀の融資の総額はどのくらいになっておりますか。

○通詰政府委員 大体本年度の九月末で大手、中小合せて二百六十億程度でございます。最近少しふえて、あるいは二百七十億くらいに現在はなつておるかもしれません。

○蔵内委員 それから整備事業団の問題に戻りますが、整備事業団は労働者の離職と同時に離職金を支払つており、これが相当な金額になつておりますが、この離職金は一体どういふ時期に払つておるのか。と申しますのは、その払う時期によつては、離職金が将来離職者の生計上有効に使われ得ない時期に出るということがあつては困ると思ふので、一応念のために聞きをするわけですが。

○通詰政府委員 離職金は、大体現実の契約というものはいろいろなことで非常にいろいろ場合が多いわけでございます。あまりおくれますと、六日のあやめ何の菊というように意味のないことになつておる。大体契約予定日を定めまして、できるだけそれに間に合わせるように事業団と鉱業権者の間で努力するというのをいたしてありますが、大体契約予定日になつたら離職金を払うということにいたしてあります。

○蔵内委員 今申し込みから契約まで、平均八カ月ないし十カ月かかつておるのが現実ではないですか。

○通詰政府委員 大体八カ月くらいかかつております。

○蔵内委員 そうすると、実際離職をしてから失業保険が切れ、要するに生活保護の段階に入つて初めて今の離職金が入つてくるというわけで、生業資金として非常に有効に働く時期を、現状でも少し失しているのではないかと申すのです。もし出すならばもっと有効に働く時期に出した方が効果的じゃないかと思ふのですが、その点はいかがですか。

○通詰政府委員 確かに実情におきましては、先生御指摘の通り、時期的に非常におくれて、せつかく出しても非常に効果が薄いといったようなこと

は、否定できないと思ふのでございまして、しかし現実には、申し込みましても、いろいろ思わざるところで鉱害が出てきたり、あるいはその他いろいろなこと非常に手間取つて、中には当然契約ができると思ひながら、途中で契約をやめざるを得ないといったようなことも出ておるという事情が相当ございまして、われわれもできるだけ早く払えるように今後とも努力したいと思ひますが、今の段階におきまして、すぐ申し込みと同時に払つてやるというところまでは踏み切りかねるというところを、一つ御了承いただきたいと思ひます。

○蔵内委員 最後に一点伺つておきますが、先ほど滝井委員の質問に対して、整備事業団のやむを得ざる援護事業といふものと、この援護会のやる事業との関連を、移動資金について安定局長から御説明がありました。今私が申しました離職金は、将来援護会の業務が軌道に乗つた場合にいかうに取り扱われますか、この点を最後に伺ひたい。

○百田政府委員 離職金は全然性質の違ふものでございまして、援護会とは関係がないと思ひます。

○通詰政府委員 離職金はすべての方に差し上げるといふことではございませう。

○永山委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

昭和三十四年十二月九日印刷

昭和三十四年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局